

地域情報通信基盤整備推進交付金
実施マニュアル（改定版）

平成21年6月

総務省

情報流通行政局

総合通信局

【目次】

I	総論	2
1	地域情報通信基盤整備推進交付金実施マニュアルの位置づけ	2
2	創設の背景	2
3	施策の基本的考え方	2
4	整備事業の全体フロー	3
II	交付申請事務マニュアル	4
1	事務のフローチャート	4
2	支援対象地域・整備事業主体	6
3	事業実施期間	10
4	交付対象範囲・経費	11
5	当該整備事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け	24
6	交付額	28
7	交付申請書の作成と確認のポイントについて	29
8	地域情報通信基盤整備推進計画書の作成について	43
III	交付決定後について	47
1	契約について	47
2	計画変更等について	47
3	差金回収について	50
IV	実績報告事務マニュアル	51
1	事務のフローチャート	51
2	実績報告書の作成について	53
3	経理等について	55
V	交付金事業構築マニュアル	71
1	需要調査	71
2	運営体制の検討	72
3	庁内推進体制の整備	73
4	ランニングコストの負担に関する考え方	73
5	公設民営を採用する場合の留意点	74
VI	ケーススタディ	75
VII	Q & A	79
	付録：交付要綱様式記載例	94

I 総論

1 地域情報通信基盤整備推進交付金実施マニュアルの位置づけ

地域情報通信基盤整備推進交付金（以下「交付金」という。）の事務手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び地域情報通信基盤整備推進交付要綱（総情地第21号（平18.5.10）以下「交付要綱」）によるほか、このマニュアルに基づいて交付金事業（以下「整備事業」という。）を実施するものとする。

2 創設の背景

わが国のブロードバンド基盤の整備は、u-Japan 戦略等に基づき、民間主導原則の下で着実に進展し、今や価格や機能などあらゆる面において世界最先端と言える段階までに達した。

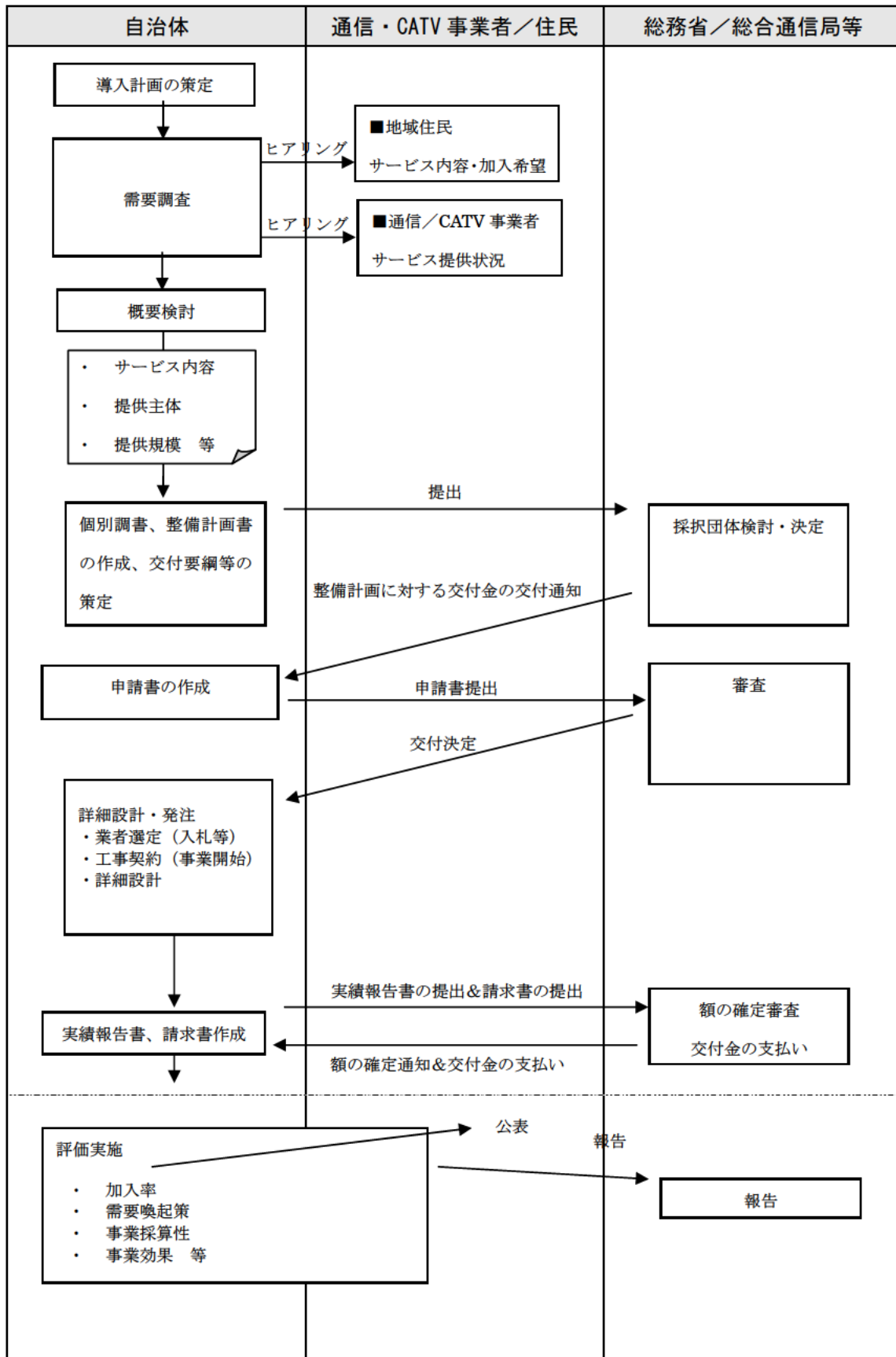
他方で、採算性の問題等から、民間事業者の事業展開が困難な地域においては、これを未だ利用できない地域が存在し、いわゆるデジタルディバイド（情報格差）が顕在化しつつある。このデジタルディバイドの解消は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日 閣議決定）において、「情報格差（デジタルディバイド）の是正への取組を引き続き推進する。」とされているほか、「IT新改革戦略」（平成18年1月19日 IT戦略本部決定）においても「2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する」とされているとおり、政府を挙げて取り組むべき喫緊の課題として位置づけられている。

3 施策の基本的考え方

本交付金は、かかる要請を踏まえ、地域間の情報格差の是正を図ることを目的として創設されたものである。

本交付金においては、「地域の創意を活かし、最も効果的かつ効率的な情報通信環境基盤整備を実現」するべく、地域の情報格差是正に必要となる施設・設備の整備を幅広く支援することとしている。これにより、地方公共団体等は各地域の特性に応じて基盤整備を行うことが可能となった。

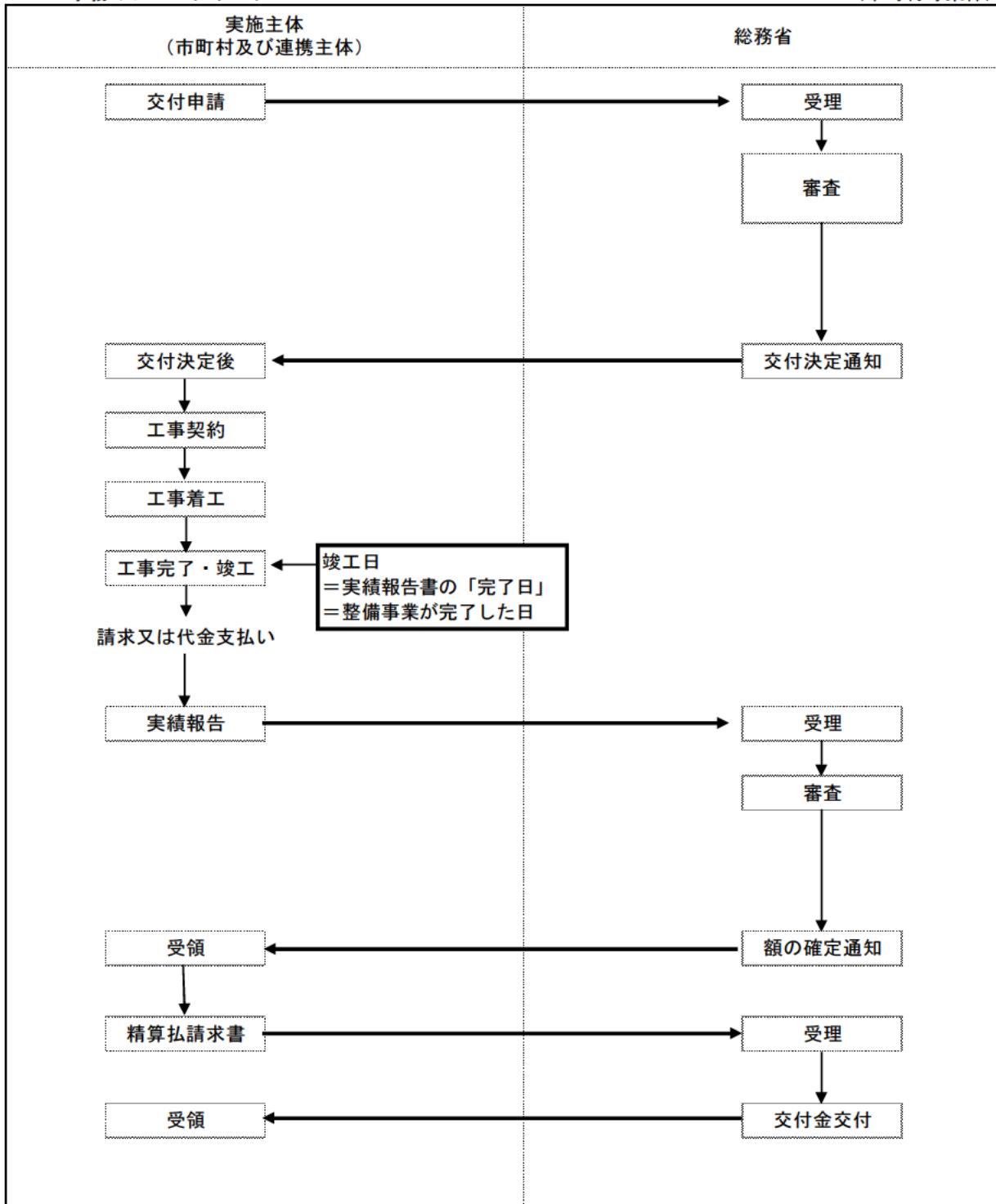
4 整備事業の全体フロー

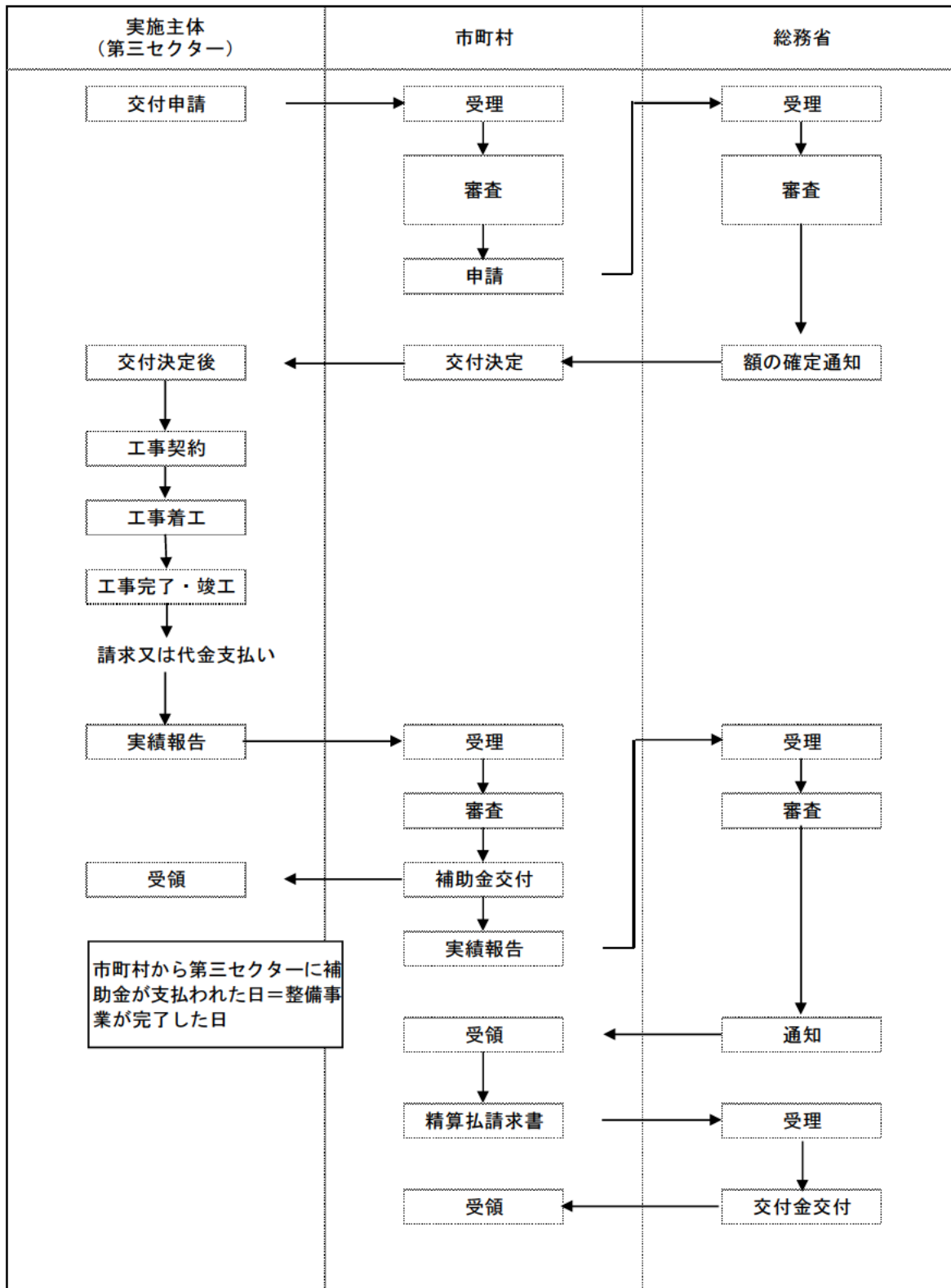


II 交付申請事務マニュアル

1 事務のフローチャート

(市町村等案件)





2 支援対象地域・整備事業主体

(1) 支援対象地域（条件不利地域の定義）

次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域において整備事業を行うものを対象とする。但し、第三セクターが整備事業主体である場合を除く。

① 過疎地	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。
② 辺地	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。
③ 離島	離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項により指定された「離島振興対策実施地域」に指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域をいう。
④ 半島	半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。
⑤ 山村	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。
⑥ 豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。
⑦ 沖縄	前六号に掲げる地域に類する地域であって、沖縄県に所在するもの

なお、合併により上記各号に掲げる地域に該当しなくなった市町村については、前項の規定にかかわらず、当該合併が行われた日の属する年度及びこれに続く三年度に限り、支援対象地域として取り扱われる。国策である市町村合併を推進したにもかかわらず、本交付金の支援を受けられなくなることは、当該合併を行った市町村に厳しい取扱いであり、不合理であることから、かかる特例を設けたものである。

(2) 整備事業主体

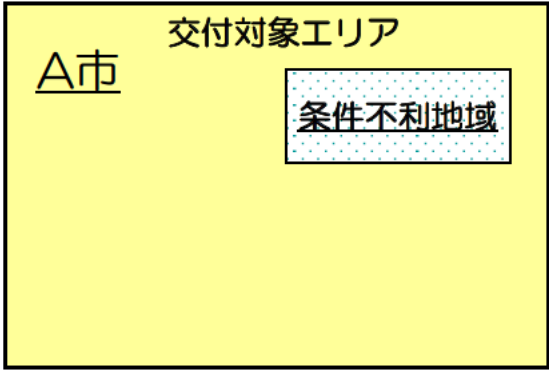
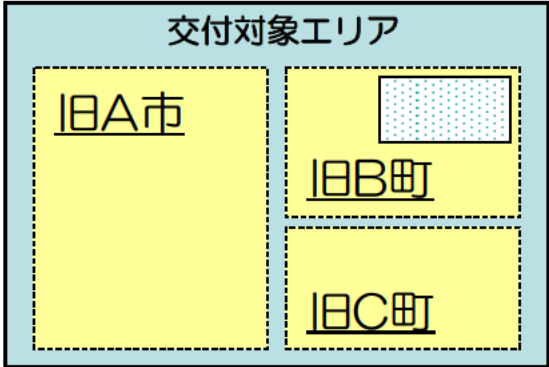
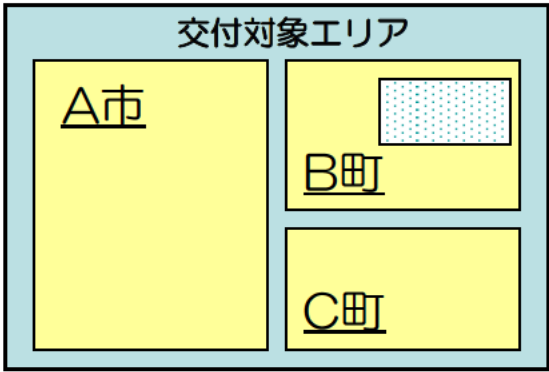
事業の種別	整備事業者 (申請者)	整備事業 を行う間 接整備事 業者	内容
直接整備事業	特定市町村 (注1)	—	(1)に掲げる条件不利地域を含む市町村
	市町村(注1)の連携主体	—	1以上の特定市町村を含む複数の市町村
間接整備事業	整備事業を行う第三セクター法人へ4分の1の補助を実施する市町村	第三セクター法人	<p>整備事業者：整備事業を行う第3セクター法人へ4分の1以上(注2)の補助を実施する市町村。(この場合、特定市町村である必要はない)</p> <p>整備事業を行う間接整備事業者：地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人をいう。この場合、整備する地域に属する地方公共団体の出資を受けていることが必要(出資比率についての制限はない)。ただし、実際に事業を行う場所が当該市町村のごく一部である等、当該市町村の出資を求めることが適当でないとは判断される場合については、個別に総務省へ相談のこと。</p>

注1：市町村には一部事務組合、広域連合を含む。

注2：この4分の1以上には国が市町村又はその連携主体に交付する交付金充当額が含まれる。

(3) 交付対象地域の事例

次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域において事業を行うものを対象とする。

<p>ア. 単独自治体による事業例</p> 	<p>条件不利地域を含む自治体の事業であれば、その自治体全体を対象エリアとすることが可能</p>
<p>イ. 合併した自治体による事業例</p> 	<p>市町村合併した新市による事業で旧自治体に条件不利地域が含まれていれば、その自治体全体を対象エリアとすることが可能</p> <p>合併により条件不利地域に該当しなくなった市町村については、合併が行われた年度及びこれに続く3年度は条件不利地域とみなして申請が可能</p>
<p>ウ. 連携主体による事業例</p> 	<p>近隣の自治体が集まり連携主体による事業で、参加する自治体に条件不利地域が含まれていれば、参加する自治体全体を対象エリアとすることが可能</p>

<p>エ. 第三セクターによる事業例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">交付対象エリア</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 30%; text-align: center; margin: 5px 0;">A市</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 30%; text-align: center; margin: 5px 0;">B町</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 30%; text-align: center; margin: 5px 0;">C町</div> </div>	<p>第三セクター法人の事業で、事業提供範囲となる自治体に条件不利地域が含まれていなくても、全自治体を対象エリアとすることが可能</p>
--	--

(4) 公設民営について

市町村が交付金で整備した施設の運営を民間事業者に委託する公設民営方式を採用することが可能である。その場合であっても、交付金上の整備事業主体は当該市町村となることに注意のこと。

3 事業実施期間

(1) 単年度事業

整備事業は単年度事業である。したがって、原則年度内に事業が完了していかなくてはならない。この場合、事業の完了とは、単に工事が完了するだけでなく、整備された施設・設備が地域や住民等に対してサービス等を提供できる状態になっていることを言う。つまり、単年度で事業が完結していかなくてはならない。具体的な考え方については、Ⅷを参照のこと。

(2) 工事の期間内実施について

工事は交付申請書に記載した完了予定日までに終わることが必要である。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第1項第5号及び交付要綱第12条に基づきすみやかに総務大臣に事故報告を提出し指示を受けること。

(3) 年度内執行について

整備事業は当該事業年度に終わることが必要である。翌年度繰越は原則認められない。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第1項第5号及び交付要綱第12条に基づき当該年度内の執行が困難と見込まれることが分かった時点ですみやかに総務大臣に事故報告を提出し指示を受けること。

4 交付対象範囲・経費

(1) 想定されるサービスメニュー

① サービス

- ・高速インターネット接続サービス
- ・ケーブルテレビによる多チャンネル、コミュニティチャンネルサービス
- ・図書館検索情報や行政オンライン手続きなどの行政サービス
- ・ケーブルテレビの告知放送による住民への防災情報提供 等

② 実現手段

- ・F T T H (Fiber To The Home)
光ファイバを公共施設や各家庭に引き込み、高速なインターネット・アクセス網、ケーブルテレビ網を構築する。
- ・H F C (Hybrid Fiber Coax)
基幹部分に光ファイバを用い、支線には同軸ケーブルを用いてケーブルテレビ、ケーブルインターネット網等を構築する。
- ・x D S L (x Digital Subscriber Line)
メタル配線を使って、数～数十 Mbps の高速デジタル通信網を構築する。ADSL、RADSL、SDSL、HDSL、VDSL など。
- ・無線
F W A などのアクセス網の無線通信をする場合や基幹網部分において無線中継する場合などがあげられる。
- ・衛星
通信衛星を利用してデータの送受信を行うこと。

その他、地域の地理的環境や住民ニーズなどを考慮し、組み合わせてサービスの検討、実現手段の検討を実施すること。

(2) 交付対象範囲・経費

(ポイント)

- i 整備しようとする施設・設備が事業の目的の達成に合致しているか。
 - ・個々の事業内容に鑑みて、その事業の目的の達成に必要でない施設・設備は、たとえ本項の①～④に該当するものであっても、交付の対象とはならない。(使用時期が未定、使用目的や効果が不明確 等)
- ii 整備した施設や設備が将来的に継続して使用が見込めるか。
 - ・市町村合併などを予定している場合には、新市町村等で整備された施設・設備が引き続き有効活用されることを確認すること。
 - ・IT関連機器は技術革新が著しく、陳腐化も激しいため、せっかく整備しても、十分な効果が発揮できなくなることはないように注意のこと。
- iii 重複投資になっていないか。
 - ・遊休している施設・設備があるにも関わらず、同様の物を整備してしまうなど結果として重複投資とならないように注意すること。
- iv 既存のインフラを有効活用できているか。
 - ・既存の地域公共ネットワーク等を活用するなど、積極的に既存インフラを活用すること。
- v 用地取得費用(③)や附帯工事費(④)は、本体メニュー(①)、附帯メニュー(②)の整備に必要最低限の費用であるかどうか。
 - ・交付金で整備しようとしている本体メニュー(①)、附帯メニュー(②)の施設・設備に関係のない用地の取得や工事(調査設計や工事)に係る費用が含まれていないように注意すること。

①本体メニュー

地域の情報格差解消のために必要な施設又は設備であって、整備事業を実施する上で中核となるものの設置に要する経費

メニュー	内容
鉄塔	無線アンテナ設備を設置する設備
衛星地球局	双方向衛星通信のための送受信設備
受信アンテナ施設	アンテナ設備と一体的に整備される受信装置
ヘッドエンド装置	有線テレビジョン放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切替え又は混合して線路へ送出する装置であって、当該有線テレビジョン放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置のこと。(有線テレビジョン放送法施行規則第2条 前置増幅器、受信増幅器、チューナ、変調器、混合器、加入者管理システム等)
デジタル加入者回線多重化装置	デジタル加入者回線方式における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する変調装置であって、端末設備でないもの
光電変換装置	加入者系光ファイバ網等において、光信号と電気信号を変換するための装置であって、センター側や無線アクセス装置及び、加入者宅側に設置される装置(集合メディアコンバータ、宅内メディアコンバータ、局内光終端装置(O L T)、光加入者終端装置(ONU)、宅内WDMカプラ等)
光成端架	光ファイバケーブルを成端処理するための架
線路設備(中継装置及び分岐装置含む)	センター及び局舎から加入者宅までデータ等を伝送するための線路設備のこと。 ○線路(光ファイバケーブル(注1)、メタルケーブル、同軸ケーブル、ノード、増幅器、引込み線、クロージャ、カプラ、保安器等) ○中継装置(海底中継装置、無線中継装置等を含む) ○分岐装置/海底分岐装置(スプリッタ等) 等
無線アクセス装置	各種データや映像情報等を、電波により送受信可能な形式に変換するなど、アンテナを経由してデータや映像情報等の送信・送受信を行う設備で、送信・送受信設備とアンテナ設備で構成される装置(アクセスポイント装置、加入者無線ターミナル装置等)

注1) 光ファイバケーブルの整備にあたっては、別紙1「光ファイバケーブルの整備(使用)計画について」を参照

②附帯メニュー

本体メニューの施設又は設備に付随して効用を発揮する施設又は設備の設置に要する費用

メニュー	内容
センター施設（新築のほか改築、改修及び機器類の搭載ラックの設置等を含む）（注1）	センター施設とは、本事業において通信や映像伝送の基点となる設備を設置する施設を指す。
局舎施設（注2）	<p>局舎施設とは、本事業において通信や映像伝送の中継拠点となる施設を指す。局舎施設についてもセンター施設と同様の条件により施設を整備することができる。</p> <p>○屋内設置型 施設内の一部に中継機器およびラック等を設置する。</p> <p>○屋外設置型 屋外に専用ボックスや施設を設置する。</p> <p>○鉄塔取り付け型 中継無線などの場合、無線機器を見通しのよい場所に設置する。</p> <p>センター施設及び局舎施設の整備については、新設と改修による場合があり、新設の場合には、施設全体が支援対象となる単独建物と、支援対象外の施設との合築により整備される合築建物がある。</p> <p>○単独建物 事業を実施するにあたり最低限必要なセンター施設及び局舎施設整備事業費が支援対象となる。</p> <p>○合築他事業におけるセンター施設及び局舎や役所等と「合築」する場合も支援対象となる。</p> <p>また支援対象となる施設に係る工事項目は次のとおりである。</p> <p>○床上げ工事…電源、構内伝送路等の配線を収容可能とする二重床化、仕上げ工事等</p> <p>○空調設備工事…空調機の設置工事、配管工事等</p> <p>○電気設備工事…電源の増設工事、配線工事等</p> <p>○躯体補強工事…床荷重増加に対応するための床下の梁増強工事等</p> <p>○内装工事…間仕切り工事（壁等の設置）、天井工事等</p>

	○撤去工事…配線の撤去工事、産廃処理費用等
外構施設	局舎施設を建設する際に設置する柵、フェンス、擁壁、外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、排水設備、舗装等。
電源供給施設	センター施設や局舎施設等において、各機器への電源を安定供給するための設備のこと。 受電設備：受電盤、分電盤、電線引き込み送電線、P S 柱等 電源設備：予備電源、耐雷トランス、整流器、無停電電源装置等必要十分な発電能力があること。
スタジオ施設	映像の編集や配信などを行うための装置。 (映像編集・収録機器、音声編集・収録機器、ノンリニア編集器、自動送出装置、静止画送出装置 等)
送受信装置	線路設備を通じてデータや映像等のやりとりを可能にするための装置のこと。事業を実施するにあたり必要なサーバ、セキュリティ対策用装置及びその筐体等を含む。 ○ルータ ○ファイアウォール ○L 2 / L 3 スイッチ ○サーバ WWW、メール、DNS、P r o x yサーバ、ウイルス防御サーバ等
構内伝送路	センター施設等において整備する送受信装置等の出力信号を受信するために必要なケーブル、配管、ケーブルラック等 ○LANケーブル ○構内光ケーブル ○UTPケーブル ○ルータ ○L 2 / L 3 スイッチ 等
管理測定装置	映像や通信サービスを安定して加入者に提供するために設備を管理および測定する装置のこと。 ○ステータスマニタ ○ネットワーク監視装置 ○測定装置 等
大臣が別に定める施設・設備	上記附帯施設を設置する際、必要となる経費（交付要綱補足事項別紙参照）

注1) センター施設について、他者から建物等を借り受ける場合には、目的に沿った形で相当程度の間使用できることが明確に定められていること（長期の賃貸契約が維持されている、所有者と実施

主体の間に協定書がある等)が必要である。

注2) センター施設と局舎施設の違いについては、上記で説明しているとおりでであるが、センター施設とは以下にあげる局舎施設以外のケースで整備する施設を指す。

・簡易BOX

ADSLサービスを提供する際、通信事業者の交換局に隣接した場所に整備する施設

・陸揚局

情報通信基盤を整備する離島に敷設した海底光ケーブルとサービス提供基盤に接続するための装置などを収容する施設

・衛星地球局

衛星通信事業者と通信するために設置するアンテナとサービス提供基盤に接続するための装置などを収容する施設

・自治体ボックス

設備を中継地点に配置するための収容施設。

・BOXタイプサブセンター

CATVの分岐設備のみを設置する施設 等

③用地取得費・道路費 (本体メニュー、附帯メニュー共通)

用地取得費・道路費	<p>センター施設や局舎、新設電柱などを建設する際に必要最低限および用地・道路について支援対象とする。</p> <p>○用地取得費</p> <p>○取り付け道路整備費</p> <p>必ずしも最短の経路である必要はないが、合理的な必要性を説明できる経路・距離であることが求められる。例えば、センター施設の整備に伴って必然的に発生する道路や、局舎以外に利用されない道路等が対象として認められる。</p>
-----------	---

④附帯工事費 (本体メニュー、附帯メニュー共通)

附帯工事費	<p>本交付金事業の工事全般に係る以下の経費のこと。</p> <p>○調査設計費 (注1)</p> <p>交付決定後に実施する現場調査、詳細設計 等</p> <p>○施工・構築費 (注1)</p> <p>○改修補強費</p> <p>施設および電柱 (自営柱、電力柱、NTT柱等) 等の改修・補強に係る費用等</p> <p>○整備と一体的に実施する撤去費用 (注2)</p> <p>○諸経費 (共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)</p>
-------	---

(注1) 調査、設計、施工に付随して必要な電柱共架許可申請、道路・官公庁手続き・申請、自営柱・無停電電源柱用地交渉や旅費等の費用一切を含む。

(注2) 撤去費については、既存建物を撤去しなければ、施設の新増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合、交付金の対象とする。跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一体として実施するものでない解体工事については交付金の対象とならない。

(3) 交付対象とならない経費等

交付要綱で交付対象とされる費用であっても、実施する事業の目的に沿わないもの	
交付要綱で交付対象とされる費用であっても、使用目的や効果が不明確なもの	
事業完了後の翌年度内において供用されない施設	例外として、別紙1「光ファイバケーブルの整備（使用）計画について」を参照。
予備機器	但し、法令等で予備機器の設置が義務付けられているなど必要性が認められる場合を除く。
交付決定前に実施した工事費用等	事前着工については、交付決定日（間接整備事業にあつては、直接整備事業者から間接整備事業者に交付決定された日）より前に締結された契約及び工事着工をいう。（交付決定日前に締結された契約とは、契約日又は仮契約日が交付決定日前のことを指す。）
消費税	第三セクターに限る。
ソフトウェア	但し、別紙2参照
ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> ○共架費（電柱使用料） ○光ファイバケーブル、各種機器等の保守・維持管理費用 ○光ファイバケーブル等の共架やF W A機器設置のための電柱使用料、支障移転費用 ○管路使用料 ○コロケーション（通信事業者の局内に通信機器を設置する）費用 ○電波利用料 ○海底ケーブル等敷設に伴う漁業補償費（障害対応等、作業時の漁業補償等） ○番組ソフト制作費 ○地方公共団体が住民に対してブロードバンドを提供する場合の市町村外のインターネット接続事業者との接続に係る費用 ○リース（リース会社からサーバなどの機器をリースして設置する等）によるもの
加入一時金	プロバイダーへの申込み費用 等

光ファイバケーブルの整備（使用）計画について

1 将来使用計画分の整備について

光ファイバケーブルについては、将来計画が明確であれば、事業完了の翌年度内に供用されていなくても交付金の対象として認められる。例えば、1期目でA地区、2期目でB・C地区を整備する場合、センター局～地点Aまでの光ファイバケーブル80芯のうち、28芯は2期目に使用することとなるが、光ファイバケーブルの敷設費の追加投資を避けるために、1期目に整備することが可能としたものである。この場合、可能となるのは、2期目のケーブルのうち、1期目と同一ルートに敷設する部分である。ここで注意しなければならないのは、将来計画があれば何から何まで認めるというものではない。したがって、1期目のケーブルと同一ルート上にないケーブルについては、使用計画が明確であっても交付対象とならないので注意が必要である（別紙1-2、1-3参照）

2 必要芯線（テープ）数の積算について

必要芯線数の算出にあたっては、世帯数や接続施設数等を基本に、利用目的別（通信・放送・公共サービス（地域公共ネットワーク）※予備芯も含む）を積上げ、その上でテープ数を算出すること。したがって、整備したテープを「使用」としてカウントする場合は、全部の芯線（テープ）が使用されることが原則である。但し、既製品を使用した結果余剰が生じる場合等には「使用」とカウント可能。（具体的にはⅦを参照）

区間		敷設数	交付対象数	使用数	未使用数	備考
(1)	〇〇市情報センター ～01	200芯 (50T)	100芯 (25T)	60芯 (15T)	40芯 (10T)	100芯は単独 事業整備分
(2)	01～02	—	—	—	—	既設のファ イバを利用
(3)	02～03	80芯 (20T)	80芯 (20T)	40芯 (10T)	40芯 (10T)	
...	...～...	

(*1) 芯線については、テープ数についても記載すること。（上記の例は4芯=1テープ（T）の場合）

(*2) 光系統図（例としてⅡ7別紙5参照）と一致させること。

光ファイバ未使用芯線使用計画

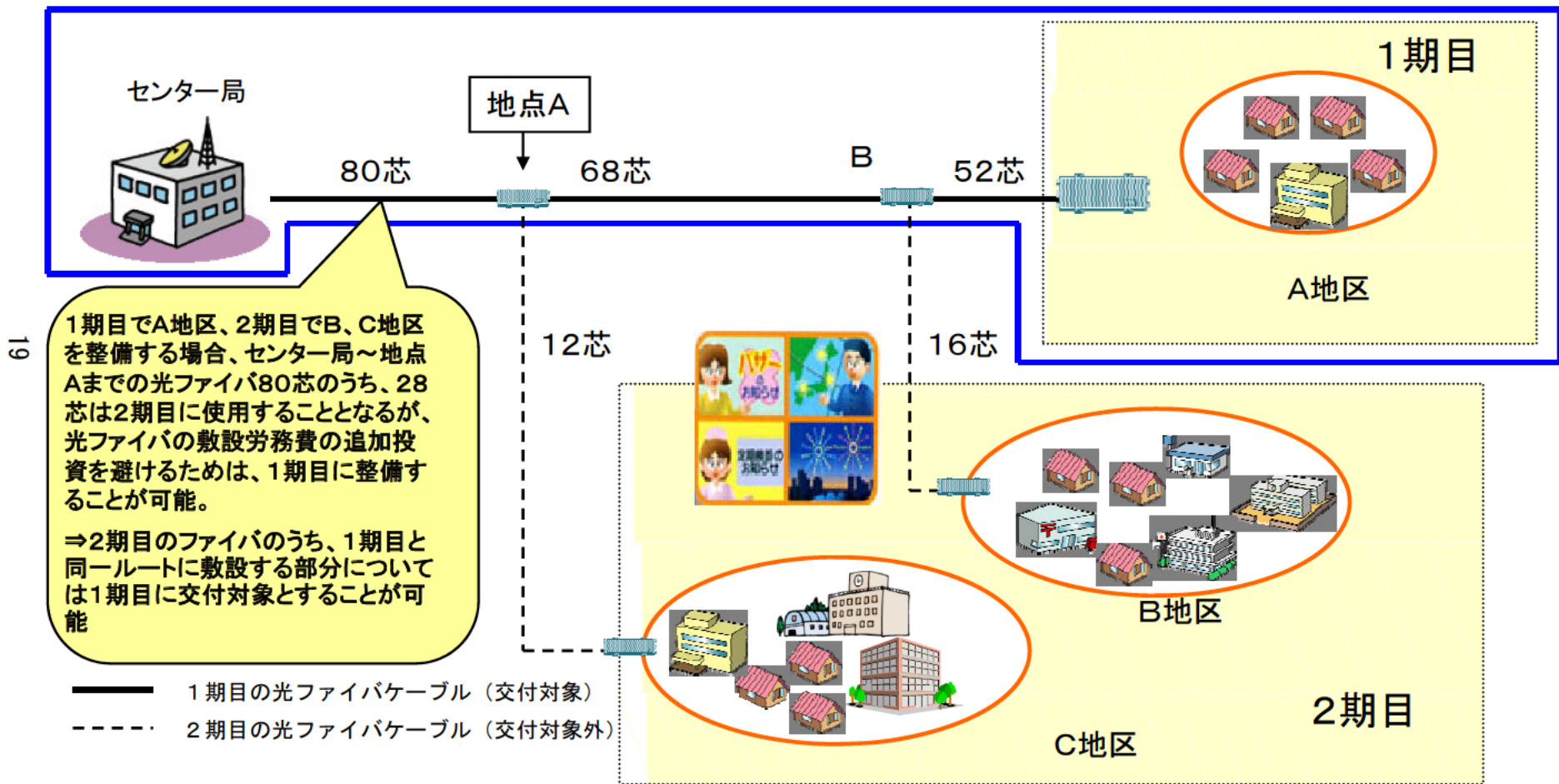
区間	未使用数	使用計画数	残数	使用計画
〇〇市情報センター～01	40芯 (10T)	40芯 (10T)	0	〇〇地区エリア拡大用 【平成〇年度】
02～03	40芯 (10T)	40芯 (10T)	0	〇〇地区エリア拡大用 【平成〇年度】
...	

(*1) 先に作成した光ファイバケーブルの整備（使用）計画において未使用数が存在する場合に、当該未使用数が存在している区間ごとに記入すること。

(*2) 使用計画欄には、使用する年度を記載すること。

別紙1-2

交付対象の考え方



別紙1-3 芯線(テープ)の使用について

予備芯(テープ)

ループ用など緊急時にいつでも切替できる(ホットスタンバイ)状態等にある芯線が該当し、交付対象となる。

余剰芯(テープ)

在庫品(既製品)を使用する方が、必要芯線(テープ)と同数のケーブルを整備するよりもコストが安くなる場合等によって、必然的に余剰芯(テープ)が発生する場合には限り交付対象となる。

ソフトウェアの交付対象範囲

原則、ソフトウェアの開発経費、ソフトウェア購入費等は交付対象外となる。
ただし、以下のものについては交付対象とする。

1. パソコン（別表1）

基本ソフト（OS）、ワープロソフト、表計算ソフト、メールソフト及びセキュリティソフト並びにこれらに附属するソフト。

また、一般的な販売形態により購入した結果、パソコンとのパッケージとして附属し、価格が算出できないソフトについては、一体的に交付対象とする。

2. サーバ（別表1）

交付金事業で整備するハードに導入するソフトのうち、当該事業のネットワーク及びシステムの機能の確保のために必要最小限のソフト及びこれらに附属するソフト。

また、ファイアウォール専用機等必要な機能と専用の筐体が一体化されている装置については、一体的に交付対象とする。

3 ケーブルテレビ関連

別表2太枠内とする。

4 インストール費、設定費、設計費について

ソフトウェアのインストール費及びシステムを動作させるための設定・設計費について、別表1、2の交付対象範囲のものについて認められる。その場合は、それぞれの費目を別に計上して、見積書（請求書）等に記載すること。なお、顧客データの入力等、データベースの作成に係る経費は交付対象外なので注意のこと。

別表1

交付対象とする具体的なソフトウェア(PC、サーバ)

区分	対象ソフト	必要な機能の概要	備考
①基本ソフト	OS	入出力機能やディスクやメモリの管理など、アプリケーションソフトから共通して利用される基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理する。	OS:オペレーティングシステム
②各サーバの管理・運用に必要なソフト	UPSソフト	電池や発電機を内蔵し、停電時でもしばらくの間コンピュータに電気を供給する装置を管理する。	UPS:Uninterruptible Power Supply(無停電電源装置)
	ウイルス対策ソフト	コンピュータウイルスを検出、駆除等する。(個別サーバ用)【ウイルス検出/駆除/キックバック機能】	
	RAIDソフト	複数のハードディスクをまとめて1台のハードディスクとして管理する。	RAID:Redundant Arrays of Inexpensive Disks 別名:ディスクアレイ
	システムバックアップソフト	サーバに保存されたプログラムを、破損やコンピュータウイルス感染などの事態に備え、バックアップする。	
③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト	Proxyソフト	内部ネットワークとインターネットの境にあって、直接インターネットに接続できない内部ネットワークのコンピュータに代わって、「代理」としてインターネットとの接続を行なう。【代理アクセス/キャッシュ機能】	
	FireWallソフト(ネットワーク監視ソフト)	外部ネットワーク等を通じて第三者が侵入し、データやプログラムの盗み見・改ざん・破壊などが行なわれることのないように、外部との境界を流れるデータを監視し、不正なアクセスを検出・遮断する。【セキュリティ/ウイルス対策/認証機能】	ウイルス対策用ソフトとしては、ゲートウェイ用、ネットワーク用等個別のハード向けのウイルス対策ソフト以外が該当。
	ネットワーク管理ソフト	構成管理、障害管理、性能管理等ネットワーク全体の管理を行う。	
	FTPソフト	クライアントとサーバ間のファイル転送を行う。【大容量データの送受信機能】	FTP:File Transfer Protocol
	暗号化ソフト	ネットワークを通じて文書や画像等データをやり取りする際に、通信途中で第三者に盗み見られたり改ざんされたりされないよう、決まった規則に従ってデータを変換する。【暗号化によるデータ保護通信機能】	
	負荷分散ソフト	各種サーバへのアクセスを、複数のサーバに振り分けるなど負荷分散を行う。【アクセス集中時のレスポンス低下回避機能】	SLB(Server Load Balancing)等
	LDAPソフト	イントラネットなどのTCP/IPネットワークで、ディレクトリデータベースにアクセスを可能とする。【合併及び広域連携活用でのドメイン管理機能】	LDAP:Lightweight Directory Access Protocol ディレクトリ・サービス:ネットワーク上の資源とその属性とを記憶し、検索できるようにしたシステム。ユーザやネットワーク資源の管理を一括化し、負担軽減が可能。
	MCUソフト	多拠点間におけるテレビ会議を実現する。	MCU:Multi point Control Unit

交付金において交付対象とするソフト及びインストールの範囲について

ソフトの種類及び主な目的	主なソフト例	ソフトの詳細	ソフトに対応するハード(設備)	補助対象の適否		備 考
				ソフト	インストール等	
⑤エンドユーザ向けアプリケーションソフト	・データベースサーバ・コンテンツソフト	・加入者が利用するコンテンツのデータベース	・サーバ	×	×	加入者が利用するソフト
	・WWWサーバソフト	・www(World Wide Web)を実現する ・HTTPを使って送られる利用者からのリクエストにしたがってWebページのデータを 利用者に送る	・サーバ	×	×	〃
	・施設予約管理ソフト			×	×	
	・図書情報管理ソフト			×	×	
	・教育用ソフト など			×	×	
④事業を実施するために必要な基礎的ソフト	・音声告知システム・コンテンツサーバソフト	・利用者(自治体や消防署などの情報提供者や加入者)コンテンツのデータベース ・放送グループ管理 ・端末の認証管理 ・放送配信および配信制御	・サーバ	○	○	
	・加入者管理システムソフト	・顧客情報(契約内容、個人情報等)管理 ・端末取り付け工事情報(ワークフロー)管理 ・機器在庫情報管理 ・システム制御(デジタル機器インタフェース、ホームターミナル、セットトップボックス 制御と連携)	・サーバ ・ネットワーク機器	○	○	
	・自主放送送出システム・自動送出装置ソフト	・VTRまたはサーバに格納している番組やCMの中で、決められた番組やCMを決 められた時間に再生し配信、停止する	・サーバ ・ネットワーク機器	○	○	
	・自主放送編集設備・編集ソフト	・番組素材を加工(必要、不必要部分を選別)し、特殊効果を付加して番組として完 成させる	・PC	○	○	
	・EPG編集装置・編集ソフト	・番組名、番組内容、配給会社ロゴ等入力 ・コピー防止機能設定 ・音声種別設定	・サーバ ・PC(操作用)	○	○	
	・データベース構築・管理用ソフト			○	○	
	・データベースバックアップソフト など			○	○	
③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト	・伝送路監視装置・監視ソフト	・伝送路機器(能動機器)の状態監視、機器動作制御	・サーバ ・PC(操作用) ・通信用モデム	○	○	
	・音声告知放送システム・放送制御ソフト	・告知放送番組の登録・管理 ・定時放送、自動放送の番組送出 ・緊急放送の割り込み処理	・サーバ	○	○	
	・デジタル放送多重化制御装置・制御ソフト	・CATVデジタル放送の信号多重化設定、制御、監視	・PC	○	○	
	・ケーブルモデムシステム・管理ソフト	・ケーブルモデム登録・管理 ・ケーブルモデム状態監視 ・サービスレベル(速度制限、フィルタ等)設定	・サーバ	○	○	
	・Proxyソフト			○	○	
	・ネットワーク監視・管理用ソフト			○	○	
	・FTPソフト など			○	○	
②ハード機器の管理・運用に必要なソフト	・ホームターミナル制御ソフト	・番組(ホームターミナル)の視聴可否を制御	・PC ・通信用モデム	○	○	
	・セットトップボックス制御ソフト	・番組(セットトップボックス)の視聴可否を制御 ・許可していないセットトップボックスでの不正視聴防止	・FC(通信制御部) ・PC(STB制御部)	○	○	
	・バックアップソフト			○	○	
	・セキュリティソフト			○	○	
	・UPSソフト など			○	○	
①基本ソフト	・OS(オペレーティングシステム)			○	○	

インストール等経費については、交付対象ソフトへのインストール、設計・設定費についてのみ適とする。ただし、この場合、適としたソフトへのインストール経費、設計・設定費を明確にしておくこと。

「FC」・・・ファクトリーコンピュータ、「PC」・・・パーソナルコンピュータ

5 当該整備事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け

当該整備事業と他事業（単独事業、他省庁国庫補助事業等）を併せて実施する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則であるが、対象施設（設備）で区切る、費用を折半するなどといったことも想定される。総務省と協議し、それぞれの事業内容等を勘案し合理的な方法を採用すること。また、他省庁の国庫補助事業等と併せて実施している場合は、当該省庁と調整をする必要がある。基本的な考え方について以下のとおり示すほか、具体事例についてはⅦを、費用按分の計算方法の一例については別紙1「按分計算書」を参照のこと。

(1) 費用按分

ア 費用按分が必要なケース

- ・センター施設等を事業目的外の施設と合築する場合
- ・事業目的以外の利用のために芯線や機器等の施設・設備を追加整備する場合
- ・事業目的以外のネットワークと相互接続するための芯線や機器等の施設・設備を整備する場合
- ・事業目的内であるが供用開始時期が決まっていない芯線や機器等の施設・設備を整備する場合
- ・その他事業内容に照らして過大と判断される施設・設備を整備する場合（当該部分を交付対象外とする場合） 等

イ 費用按分の対象経費

- ・単独事業等と一部でも共用される施設・設備に係る設置経費、工事費、共通経費
- ・出精値引き等（実績報告時）
- ・消費税
- ・消費税仕入控除税額

ウ 費用按分方法の基本的考え方

- ・センター施設等の合築の場合は専有面積による按分など比例按分を基本とする
- ・伝送路を共用する場合は使用芯線数による比例按分を基本とする
- ・伝送路を共用する場合であって論理分割する場合は専有帯域（伝送容量）による比例按分を基本とする
- ・その他ケースに応じて個別に判断する（整備対象世帯数、引き込み世帯数等）

(2) 対象施設（設備）で区切る場合

整備事業と併せて、事業内容が同じ事業（所謂継足し単独事業等）を実施する場合、按分という方法は採らずに、それぞれの費用負担を対象施設（設備）で区切るという方法も可能である。

(3) 費用を折半する場合

按分計算が複雑になるなど、特段の理由がある場合。総務省に個別に相談のこと。

(1) 光ファイバケーブル按分(センター)

①全芯数	②交付金対象芯数	③按分率
8芯	4芯	50.00%

※ ②計÷①計=③

(2) 設計・装柱・吊線工種適用分

①光ケーブル	②交付金光ケーブル長	③同軸ケーブル	④交付金同軸ケーブル	⑤全ケーブル長	⑥交付金ケーブル長	⑦按分率
40,978m	27,277m	95,376m	91,508m	136,354m	118,785m	87.12%

※ (②+④) ÷ (①+③) = ⑦

(3) 光ファイバケーブル按分(伝送路)

①全芯数	②交付金対象芯数	③距離	a 資材		b 工事		備考
			④単価	⑤按分金額	⑥按分距離	⑦按分率	
4芯	0芯	383m	165	0	0.0m		
4芯	2芯	750m	165	61,875	375.0m		
4芯	4芯	9,610m	165	1,585,650	9,610.0m		
8芯	4芯	3,370m	187	315,095	1,685.0m		
8芯	6芯	1,476m	187	207,009	1,107.0m		
12芯	4芯	1,508m	220	110,587	502.7m		
16芯	2芯	3,331m	267	111,172	416.4m		
16芯	10芯	702m	267	117,146	438.8m		
16芯	14芯	2,892m	267	675,644	2,530.5m		
20芯	12芯	1,042m	278	173,806	625.2m		
20芯	14芯	3,420m	278	665,532	2,394.0m		
24芯	14芯	4,549m	309	819,957	2,653.6m		
28芯	20芯	1,667m	346	411,987	1,190.7m		
32芯	20芯	4,076m	376	957,860	2,547.5m		
44芯	24芯	2,202m	445	534,485	1,201.1m		
計		40,978m		6,747,805	27,277.4m	66.57%	

※a ②÷①×③×④=⑤

b ②÷①×③=⑥ ⑥計÷③計=⑦

(4) 光クロージャ接続按分

①全芯数	②交付金対象芯数	③接続数	a 資材		b 工事		備考
			④単価	⑤金額	⑥単価	⑦金額	
4芯	2芯	2箇所	19,792	19,792	37,630	37,630	
4芯	4芯	12箇所	19,792	237,504	37,630	451,560	
8芯	4芯	5箇所	20,033	50,083	37,630	94,075	
8芯	6芯	1箇所	20,033	15,025	37,630	28,223	
12芯	4芯	2箇所	20,275	13,517	37,630	25,087	
12芯	6芯	1箇所	20,275	10,138	37,630	18,815	
16芯	2芯	3箇所	20,516	7,694	37,630	14,111	
16芯	10芯	1箇所	20,516	12,823	37,630	23,519	
16芯	14芯	2箇所	20,516	35,903	37,630	65,853	
20芯	12芯	1箇所	20,758	12,455	52,563	31,538	
20芯	14芯	2箇所	20,758	29,061	52,563	73,588	
24芯	14芯	4箇所	20,999	48,998	52,563	122,647	
24芯	16芯	1箇所	20,999	13,999	52,563	35,042	
24芯	18芯	1箇所	20,999	15,749	52,563	39,422	
28芯	16芯	1箇所	21,241	12,138	52,563	30,036	
28芯	20芯	3箇所	21,241	45,516	52,563	112,635	
32芯	20芯	5箇所	21,482	67,131	52,563	164,259	
32芯	22芯	1箇所	21,482	14,769	52,563	36,137	
36芯	22芯	2箇所	21,724	26,552	52,563	64,244	
44芯	24芯	1箇所	22,207	12,113	82,429	44,961	
44芯	26芯	1箇所	22,207	13,122	82,429	48,708	
48芯	24芯	1箇所	22,448	11,224	82,429	41,215	
16芯	2芯	1箇所	966	121	29,305	3,663	
32芯	20芯	1箇所	1,932	1,208	44,238	27,649	
44芯	24芯	1箇所	2,657	1,449	74,104	40,420	
計		56箇所		728,084		1,675,037	

※a ②÷①×③×④=⑤

b ②÷①×③×⑥=⑦

(5) 同軸ケーブル按分 (伝送路)

ブロードバンド整備	①距離	②使用する周波数帯域按分	③交付金按分距離
未整備エリア	38,491m	100.00%	38,491m
整備エリア	56,885m	93.20%	53,017m
計	95,376m	95.94%	91,508m

※ ①×②=③

(6) 伝送路設備の按分

項目	設計数量		a 資材		b 工事	
	①未整備エリア	②整備エリア	③単価	④按分金額	⑤単価	⑥按分金額
同軸ケーブル (12C)	38,491	56,885	192	17,569,541	181	16,562,953
給電ケーブル (12C)	2,800	3,500	192	1,163,906	181	1,097,224
ステイタスケーブル (5C)	2,800	3,500	75	454,651	161	975,984
増幅器 (BE)	67	84	119,958	17,428,494	11,445	1,662,825
増幅器 (EA)	27	35	68,367	4,076,049	9,365	558,342
幹線分岐分配器	18	33	14,846	723,833	6,176	301,118
タップオフ (2端子)	248	263	4,885	2,408,876		
タップオフ (4端子)	102	125	4,859	1,061,694	4,084	2,950,336
タップオフ (8端子)	8	3	6,107	65,931		
無停電電源供給器 (320VA)	28	35	239,519	14,519,672	32,138	1,948,210
商用電源引込	28	35	0	0	25,000	1,515,503
接地	128	161	3,549	986,809	6,600	1,835,147
光ノード	6	7	600,000	7,514,415	37,682	471,930
ノード用光ケーブル	6	7	100,000	1,252,403	0	0
光アッテネータ	12	14	10,000	250,481	0	0
光総合伝送路測定 (5芯以下)	6	7	0	0	19,745	247,287
光接続損失測定 (5芯以下)	6	7	0	0	19,745	247,287
増幅器調整	94	119	0	0	14,500	2,971,172
ノード調整	6	7	0	0	14,500	181,598
計				69,476,755		33,526,916

※a (①×③×⑤②) + (②×③×⑤②) =④

b (①×⑤×⑤②) + (②×⑤×⑤②) =⑥

(7) 世帯按分

ブロードバンド整備	①整備済エリア	②未整備エリア	③計	④按分率
世帯数	1,318	768	2,086	36.82%

0.368168744

(8) I 1 アエ) ヘッドエンド装置 配線材料の按分

① (ドライバーアンプ(SGP3DA12E)～光アッテネータまでの交付対象部分の合計値)	② (ドライバーアンプ(SGP3DA12E)～光アッテネータまでの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
16,953,147	18,190,000	93.20%

(9) I 1 アキ) 光成端架 配線材料の按分

① (光IDFコネクタユニット～光片端コード(4F0)までの交付対象部分の合計値)	② (光IDFコネクタユニット～光片端コード(4F0)までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
189,000	378,000	50.00%

(10) I 1 アク) 線路設備・伝送設備 雑材料の按分

① (装柱材料(A装柱)～光アッテネータまでの交付対象部分の合計値)	② (装柱材料(A装柱)～光アッテネータまでの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
94,100,361	103,623,632	90.81%

(11) I 1 イク) 線路設備・伝送設備 雑工事の按分

① (装柱取付(A装柱)～ノード調整までの交付対象部分の合計値)	② (装柱取付(A装柱)～ノード調整までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
56,512,924	63,703,904	88.71%

(12) II 1 アア) センター施設 配線材料の按分

① (センター架(電源付)の交付対象部分の合計値)	② (センター架(電源付)の全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
520,068	800,000	65.01%

(13) II 1 アカ) 送受信施設 配線材料の按分

① (センターモデムシャーシ(ArrisC4)～モニターユニット(SMM-6002XE-MD)までの交付対象部分の合計値)	② (センターモデムシャーシ(ArrisC4)～モニターユニット(SMM-6002XE-MD)までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
6,093,560	16,551,000	36.82%

(14) II 1 イア) センター施設 雑工事の按分

① (センター架据付～電気工事までの交付対象部分の合計値)	② (センター架据付～電気工事までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
109,201	194,000	56.29%

6 交付額

区 分	額	対象となる市町村
特定市町村が整備事業を行う場合	交付対象経費の3分の1に相当する額	当該特定市町村
整備事業を行う第三セクター法人に対し、市町村又はその連携主体が交付対象経費の4分の1以上を補助する場合（注）	交付対象経費の4分の1に相当する額	当該市町村又はその連携主体

（注）「交付対象経費の4分の1以上を補助」には当該交付金が含まれる。

7 交付申請書の作成と確認のポイントについて

(交付申請にあたっての留意点)

- i 交付申請及びそれに伴う交付決定は整備事業の実施内容と事業費を決定するものである。したがって、実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成すること。
- ii 第三セクターが事業主体の場合は、市町村においても補助金交付要綱等を策定し、審査する必要があるので注意のこと。(交付申請の段階で策定されていること。)
- iii 次のような事業は、整備事業に馴染まないため注意が必要
 - ・内部事務や基幹系の情報化(なお、住民端末から各種証明書を発給する場合や情報発信、各種行政相談対応等を行う場合は内部事務系システム又は基幹系システムとの接続は認められるため、個別に相談のこと)
 - ・交付金の額が100万円未満となる事業

(1) 申請書の作成について

① はじめに

- ア 申請書(交付要綱様式1)は正本(代表者の押印があるもの)と副本(コピーしたもの)の2部を提出すること。
- イ 交付要綱様式1により作成する申請書かがみ、同様式別紙1「交付金の概要」及び別紙2「工事概要書」、見積書、添付図面等は内容を必ず一致させること。
- ウ 申請を行おうとする交付金以外に、関連する国庫補助事業又は単独事業を一体的に実施している(予定も含む)場合は、交付金と別事業の区分が分かるようにすること。(関連する国庫補助事業例:地域イントラネット基盤施設整備事業等)また、概要図、見積書については、事業ごとに対象事業が分かるよう記載もしくは色分け等を行うこと。

② 申請書の構成について

以下の資料を順番に編纂のこと。

- ア 申請書(交付要綱様式1)
- イ 市町村の整備事業に関する規程又は要綱(第3セクターが事業主体に限る)
- ウ 見積書(別紙1)
- エ 契約予定内容に関する調査票(別紙2)
- オ 光ファイバケーブルの整備(使用)計画について(別紙3)
- カ 概要図(別紙4)
- キ 添付図面(センター施設図、線路図等)(別紙5)
- ク 口座設置届出書(別紙6)
- ケ 参考資料

必要に応じてア～クを補足する説明資料(理由書等を含む)を添付のこと

例)市町村の第3セクターへの出資確約書(出資が済んでいない場合)

他事業との費用按分整理ペーパー(単独事業等と一体的に実施している場合)
〇〇〇を当該事業で整備する理由(総務省から審査の際に求めることがある)
ソフトウェアの別表1、2との対応表(交付対象とするソフトウェアがある場合)

等

- (2) 申請書（交付要綱様式1）
「付録：交付要綱様式記載例」を参照のこと。
- (3) 見積書（別紙1）
- ① 見積書は総括表と内訳表の二つを作成すること。見積書の作成は、整備事業主体が自ら作成すること。
 - ② 見積書の内容について
見積書は、別紙1「見積書（記載例）」を参考に作成し提出してください。事業費算出の根拠となることから、正確な積算であるかどうか、必ず検算を行うこと。以下、審査すべき内容についてまとめたので確認すること。
 - ③ 見積書の記載されている費目が、Ⅱ2の交付対象範囲・経費のいずれに合致しているか必ず確認すること。判断が難しい場合は必ず総務省へ確認すること。

○見積書の作成及び確認留意点

i 表紙

- (i) 事業者名（代表者名、印も必要(第3セクターに限る)）
- (ii) 日付
- (iii) 工事名（「平成〇年度（当初、補正）地域情報通信基盤整備推進交付金事業」の表記があること）

ii 内訳書

- (i) 経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。
- (ii) 経費の明細が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
 - ・ 交付対象、交付対象外の費目が細くなる場合には、別表でまとめること。
 - ・ 〇〇一式△△円となっている場合はその内訳を確認すること。
- (iii) 見積もりが複数になる場合は経費の取りまとめ表を添付すること。
- (iv) 同一事業者が複数市町村を整備する場合、市町村毎の物品単価や工事単価に差がないか確認すること。単価が異なる場合は、それが適切と判断した資料を添付のこと。
- (v) 機器の個別単価を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく乖離となっていないか確認すること。交付金の費用が著しく乖離している場合には必ずその理由を確認すること。
 - ・ 確認のポイント
 - 複数事業者の相見積りを取る
 - 交付金と同時に実施される単独事業等の積算を確認する
 - 積算の根拠とした資料名を記した資料を添付のこと
- (vi) 購入機器と取付数量等の対応について確認すること。
詳細は別紙1 見積書を参照のこと。
- (vii) 工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。また、工事費が材料費に対応しているか確認すること。歩掛は何の基準に基づいているかを確認すること。
- (viii) 他事業との費用按分について
他事業と一体的に整備する場合には、費用の按分計算とその結果を見積書の備考欄に記載すること。記載に当たっては、別紙1のとおり当該部分の総事業費、按分計算方法と交付金と他事業それぞれの事業費を記載すること。なお、按分方法については、当該マニュアルで定めのあるものについては、それに従って算出されているか確認すること。
- (ix) センター施設について
新築の場合には、施設全体が補助対象となる単独建物と交付対象外との合築により整備される合築建物があり両方とも交付金で整備可能。センター施設の整備については、地域の情報化を推進する上で最低限必要なセンター施設整備事業費が

対象経費となる。
センター施設（各部屋等）の使用目的を明確にすること。

- (x) 諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）については、直接工事費等の率により算出している場合は、何の基準に基づいているかを確認すること。また、率によらず必要な経費を積上げた場合は、それぞれの経費の内訳を提出させ確認すること。
- (i x) 撤去費については、撤去費については、既存建物を撤去しなければ、新施設の建設事業を実施することができないなど直接必要と認められるのかどうかを確認すること（交付対象とする撤去工事の範囲を図面等で確認すること）。

- (4) 契約予定内容に関する調査票（別紙2）
 随意契約（プロポーザル方式及びコンペ方式も含む。）による場合には、その理由を明確に記載すること。
- (5) 光ファイバケーブルの整備（使用）計画について（別紙3）
 II 3の考え方にしたがって作成すること。
- (6) 概要図（別紙4）
 実施地域が、情報通信基盤を活用してどういった地域情報化を図っていくかを視覚的に示す図であり、交付要綱別紙1の1の「事業の目的、事業の概要」の内容を反映する形で記載すること。
- (7) 添付図面について（別紙5）
- ① 添付図面は、交付金の内容を把握できるものとする。添付図面は「図面名」「凡例（記号、色等の説明書き）」等を必ず記載し、交付金の補助対象となる部分とそうでない部分を色分けすること。第〇期工事等と複数の工期がある場合、当該交付金にて整備する部分ができるようにすること。
 - ② 添付図面は、整備エリアの地図、用地付近の見取図、設計の概要図（線路図等）で構成すること。
 - ③ 添付図面に記載された機器等と見積書との整合性がとれていること。

○添付図面の構成及び留意点

i 整備エリアの地図

5万分の1程度の地図で今回の交付金によりサービスできるエリアを色でマークする。

ii 用地付近の見取り図

交付金により整備されるエリア、センター設備等を色でマークすること。その際は、必ずセンター（サブセンター）の位置を記入すること。

iii 設計概要図

(i) 線路図

- ・光ファイバケーブルの敷設状況（増幅器、分配器、ノード、カプラ等）の配置等が把握できること
 - ・光ファイバ系統図（心線数（使用心線数/敷設心線数）、距離がわかるようにすること。）
 →光ファイバ系統図にて、今回使用する心線数の妥当性を審査すること。未使用心線が存在しないことを確認すること
 - ・公共施設・学校と接続する場合は、位置を示すこと
 - ・携帯電話エントランス回線等に開放する場合は該当部分が明記してあること。
 - ・既存の光ファイバケーブルを活用する場合は該当部分が明記してあること。
- ※FTTHのうち、PON方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、SS方式の場合は、加入者に最も近接しているクロージャまで把握できるものとする。

(ii) センター施設の整備

- ・他の事業との合築の場合、それがわかるよう表示すること。
- ・交付金とそれ以外の部分ができるように色分けすること
- ・建物内のレイアウトを表示すること（室名も記載すること）

- (iii) インターネット設備整備・スタジオ施設の整備
 - ・機器の設置状況がわかる図面、システム系統図を添付すること
- (iv) 用地・道路の整備
 - ・購入する用地全体がわかる図面。図面には整備するセンター施設等を記載し、その用地が必要最低限であることを示すようすること。
- (v) その他必要な図面を添付すること

見積書(記載例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〒〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市1-2-34
株式会社〇〇〇〇
(〇〇市)
代表取締役社長 〇〇〇〇 印
(〇〇市長 〇〇〇〇)

件名：平成〇〇年度 地域情報通信基盤整備推進交付金事業
地域：〇〇市(〇〇地区)

見積額(全体) 189,900,000 (消費税別) 199,395,000 (消費税込み)
見積額(交付対象) 128,410,000 (消費税別) 134,830,500 (消費税込み)

複数の市町村にまたがって、事業を行う場合は、市町村ごとに作成すること。また、その際は、別途給付書がわかる給付表を作成し、表紙に添付すること。

Table with columns: 項目, 数量, 単位, 単価, 金額, 備考. It lists various construction items like '本体メニュー', '用地取得費', and '図書費' with their respective costs and quantities.

一見積書を作成した日付を必ず記入すること
(見積有効期限を表示する場合は、2ヶ月程度の残日数があること)

一代表印を押印し、代表者を記載すること
(整備事業の実施主体が自治体の場合、首長印は不要。)

一地域とは交付要綱別紙1の2の「施設の種類」指す

一見積書は総括表(総合計を記載したもの)と機器の詳細がわかる内訳書の2段階のものが必要
一左記の見積書フォーマットを参考に作成すること。(この様式は請求書の総括表としても使用できる)必要事項があれば適宜項目を追加してよい。

一一備考欄には、費用区分の有無、区分方法その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。

一一予算としてあるもので、内訳書で区別と確認できないものは「交付対象部分」及び「交付対象外部分」の数量の記載は不要。

一一交付対象と交付対象外と合計が一致しているか確認すること。

一備考欄で「一部交付対象外」に記載の場合には、内訳書又は別紙等で、どの備品が交付対象と交付対象外が分かるようにすること。

一一共通経費は本体メニュー、附属メニュー双方に係るものを計上。

【契約予定内容に関する調査票】（記載例）

- (1) 補助事業を行うにあたって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記入）を全て記入。

番号	契約名（予定）	契約の内容	契約の形態	見積社数	見積額（円）
1	平成○年度□□市△△地区地域情報通信基盤整備工事	工事請負契約	一般競争入札	5	567,890,123
2	平成○年度□□市△△地区地域情報通信基盤整備事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	随意契約	3	15,678,900
合計					583,569,023

- 注1 「契約の形態」は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を記入。
 注2 「見積者数」は、事業費を算出するにあたり、見積もりを取った者数を記入。
 注3 「見積額」は、見積もりにより申請書を作成する際に採用した金額を記入。
 注4 随意契約は、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合に限りできるものである。

- (2) 前記(1)の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記入。

番号	契約名(予定)	契約の内容	見積額（円）	うち補助対象外見積額(円)
1	平成○年度□□市△△地区地域情報通信基盤整備工事	工事請負契約	567,890,123	8,765,432
2	平成○年度□□市△△地区地域情報通信基盤整備事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	15,678,900	234,500
合計			583,569,023	8,999,932

- 注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

- (3) 前記(1)で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記入。

番号	契約名(予定)	随意契約を行う根拠 (地方自治法)	随意契約の理由
2	平成○年度□□市△△地区地域情報通信基盤整備事業に係る調査設計監理業務委託契約	地方自治法施行令第167条の2第○号	※具体的な理由を記載して下さい。

- 注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

光ファイバケーブルの整備（使用）計画について

	区間	敷設数	交付対象数	使用数	未使用数	備考
(1)	〇〇市情報センター ～01	200芯 (50T)	100芯 (25T)	60芯 (15T)	40芯 (10T)	100芯は単独 事業整備分
(2)	01～02	—	—	—	—	既設のファイバを利用
(3)	02～03	80芯 (20T)	80芯 (20T)	40芯 (10T)	40芯 (10T)	
...	...～...	

- (* 1) 芯線については、テープ数についても記載すること。（上記の例は4芯＝1テープ（T）の場合）
- (* 2) 整備したテープを「使用」としてカウントする場合は、全部の芯線（テープ）が使用されることが原則である。但し、既製品を使用した結果、余剰が生じる場合には「使用」とカウント可能。（例：必要芯数は90芯必要だが、既製品100芯のケーブルを購入した方が、90芯のケーブルを特注で購入するよりもコストが安くなる等のケース）
- (* 3) 光系統図（例として別紙5を参照）と一致させること。

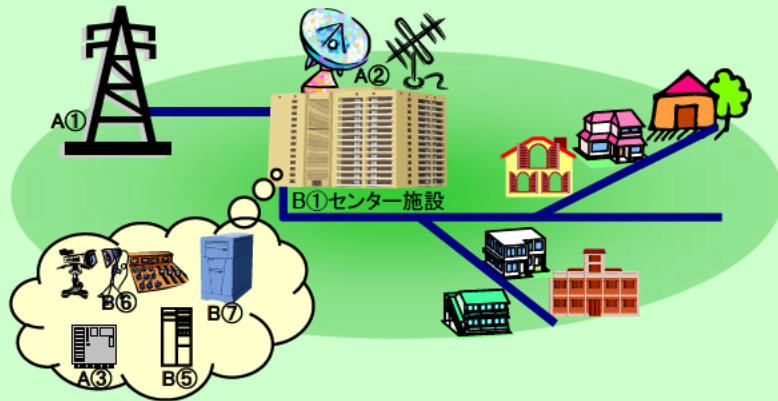
光ファイバ未使用芯線使用計画

区間	未使用数	使用計画数	残数	使用計画
〇〇市情報センター～01	40芯 (10T)	40芯 (10T)	0	〇〇地区エリア拡大用 【平成〇年度】
02～03	40芯 (10T)	40芯 (10T)	0	〇〇地区エリア拡大用 【平成〇年度】
...	

- (* 1) 先に作成した光ファイバケーブルの整備（使用）計画において未使用数が存在する場合に、当該未使用数が存在している区間ごとに記入すること。
- (* 2) 使用計画欄には、使用する年度を記載すること。

交付金の事業イメージ

ケーブルテレビによる自主放送、デジタル放送の実現



衛星の中継網を利用したブロードバンド環境の実現



38

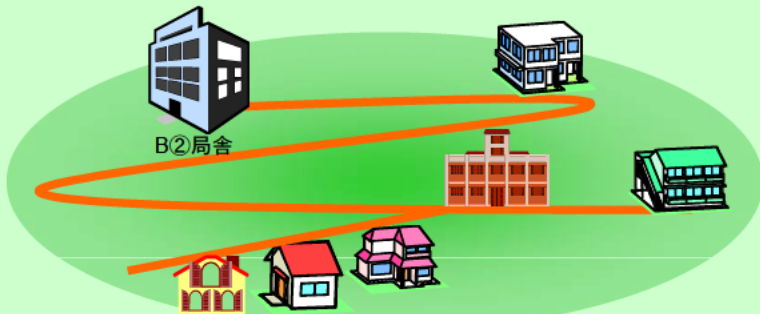
本体メニュー (A)



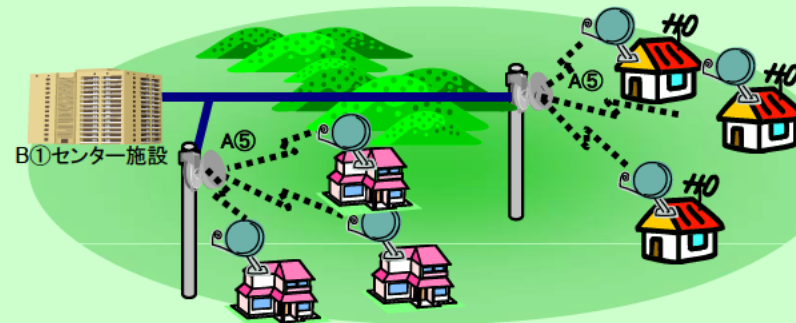
付帯メニュー (B)



FTTHによるブロードバンドの実現



FWAによるブロードバンド環境の実現



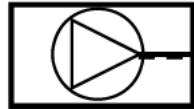
(記載イメージ)

〇〇市光系統図

○光系統図については、各団体(事業者)の使用の様式を使用して差支えないが少なくとも以下の内容が分かるものであること。

※()内は交付対象芯数

〇〇市情報センター



200C/100C/60C/10000m

01

100C/5000m

※既設の光ファイバを活用

既存の光ファイバを使用する場合には、その芯線数、距離を明示するとともに、その旨を記載すること。

39 末端は、HFCであればノードまで、FTTHであれば、PON方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、SS方式の場合は、加入者に最も近接しているカブラまで把握できるものとする。また、公共施設に引き込む場合には全ての箇所を記載すること。

〇〇地区エリア拡張(平成〇年予定)

03

80C/80C/40C/500m

02

4C/4C/4C/1000m

04

05

4C/4C/4C/1000m

8C/8C/8C/1000m

※4Cについては携帯電話のエントランス回線に開放

4C/4C/4C/200m

06 4C/4C/4C/100m

〇〇支所

将来使用予定(携帯電話のエントランス回線等)の未使用分がある場合にも、そのことを明記。なお、その場合には使用予定年度についても明記すること。

交付対象外エリア

100C/0C/0C/〇〇m

8C/0C/0C/〇〇m

0C/0C/0C/〇〇m

12C/0C/0C/〇〇m

07

4C/0C/0C/〇〇m

08

4C/0C/0C/〇〇m

〇〇支所

〇〇公民館

凡例を必ずつけること。

凡例

- ・ 100C/100C/75C/1000m
↑ 敷設芯数/交付対象芯数/使用芯数/敷設距離
- ・ 実線 = 交付対象
- ・ 点線 = 交付対象外/既設使用

平成 年 月 日

官署支出官

総務大臣官房会計課長 殿

氏名

印

下記のとおり口座を設置（開設）したので届けます。

届出区分 (該当に○印)	新規・変更	変更の場合は旧債主コードを記入			
		旧債主コード			
口座名義	フリガナ				
	氏名				
住所	郵便番号				
	フリガナ				
	漢字				
銀行等名称	銀行 金庫 農協 支店 (出張所)				
預金種別 (該当に○印)	①普通預金 (総合口座) ②当座預金 ③通知預金 ④別段預金				
口座番号	銀行番号	支店番号	口座番号		
所属	職員	局 課(室)			
	委員等				
	法人				

※太枠内を記入下さい。

8 地域情報通信基盤整備推進整備計画書の作成について

- (1) 交付要綱第7条の規定により、交付金を受けようとする市町村又はその連携主体は、
(2)に掲げる事項を記載した整備計画を作成し、総務大臣へ提出しなければならない。

(2) 記載要領

1 地域の情報通信基盤整備を推進するための基本的な事項

(1) 事業概要

・下記ア)～ウ)を踏まえて、①から④について記載すること。

ア) 地域の特性に応じたメディアを比較考慮したものであること

イ) 地域の情報格差を是正するものであること

ウ) 条件不利地域の振興に役立つものであること

① ICT基盤整備の必要性、背景（要望地域の現状を踏まえて記載すること）

② 事業概要（どのようなICT基盤を整備しどのようなサービスを行うのか具体的に記載すること）

③ 整備により期待される効果

④ その他、特記事項

※整備計画2(1)において、既存のサービスがあった場合については、提供エリアの範囲（整備対象となる市町村の中心部に限りサービスが提供されている等の概略）について記載すること。また、サービス開始を予定しているものがある場合は、その提供時期についても記載すること。

※IRU等を検討している場合については、事業者との協議状況がわかるように記載願います。（FTTHの提供について〇〇社と協議中等）

※将来計画に基づき光ファイバ心線等を追加整備する場合は、具体的な計画（サービス内容、サービス提供時期等）を記載すること。

(2) 整備計画の対象地域

・地域名は合併前の市町村、地区・字単位までを記載すること。

・条件不利地域該当状況については、事業主体が市町村、第3セクターの場合共にII2(1)(3)を参照の上記載すること。

・第3セクターについては、交付金を実施する市町村からの出資日（予定）を記載すること。II2(2)に留意のこと。

(3) 整備計画期間

・事業の開始日、完了日を記載すること。

(4) 整備計画の目標

・ケーブルテレビや加入者系光ファイバ網などの一般家庭へサービスを行う事業については、実施しようとする交付金の要望地域における世帯数を記載すること。（交付金以外で実施する地域の部分はカウントしないこと）

(5) 対象地域における整備方針

- ・整備する主な施設の仕様（F T T H、H F Cなど）、種類、場所などを記載すること。
- (6) 目標を達成するために必要な整備事業
- ・整備する施設の利用方法（サービス内容など）、契約状況（I R U契約、直営など）を記載すること。
- (7) 整備事業の総事業費
- ・整備する事業費を総事業費、交付金額及び補助裏ごとに記載すること。補助裏については種類、措置状況についても記載すること。
 - ・総事業費の本体メニュー、附帯メニューを記載すること。それぞれの項目には主な内訳を記載すること。
- (8) 関連事業
- ・各省庁（総務省を含む）の他の補助事業の併用、都道府県の単独及び補助事業並びに市町村単独事業等の実施及び要望予定について記入する。
- (9) 整備計画の評価に関する事項
- ・進捗状況の把握、事後評価（例、地域情報通信の整備の目標、整備により期待される効果等の評価の方法）などに関する事項について記載する。なお、計画のフォローアップと事後評価については、整備事業が終了する年度の5年度後当初に行うものとする。
- (10) その他必要な事項
- ・その他必要な事項があれば、それについて記載すること。

地域情報通信基盤整備推進交付金の整備計画

都道府県	〇〇県
市町村	〇〇市
実施主体名	※第三セクターが事業主体の場合 〇〇市／株式会社〇〇ケーブルテレビ
(1) 事業概要	
<p style="color: red;">旧〇〇地域については、過疎地域であり現在BBゼロ地域となっている。〇〇市中心部では平成〇〇年よりCATV事業者による放送・通信サービスが始まっており、当該地域との情報格差が拡大している。また、当該地域は地上波テレビ放送の難視聴地域であり、ほとんどの世帯が難視聴共聴施設によりテレビを視聴している。また、〇〇市では平成〇〇年〇月より地上デジタル放送が開始され、市中心部では直接受信・CATVの再送信による受信が可能な一方、当該地域では受信するために共聴施設の改修が必要であり、住民からCATVの必要性が以前よりも増して寄せられているところである。そこで、当該地域の情報通信格差を是正するため、市がFTTHによる光ファイバ網を整備し、その後、既に市街地でサービスを開始している株式会社〇〇ケーブルテレビへIRU契約により施設を貸し出し、当該地区での地上デジタル放送・BS・CSデジタル放送の再送信に加え、ケーブルインターネット、IP電話サービスを行うものである。また、料金については多様な料金形態を提供し、住民の要望に添ったサービスの展開を図るものである。</p>	
(2) 整備計画の対象地域	
(例) 旧〇〇町の全域(別紙のとおり)	
※第三セクターが事業主体の場合 市町村からの出資(予定)日 平成〇〇年〇月〇日	
(条件不利地域該当状況)	
過疎(旧〇〇町全域) 辺地(旧〇〇町〇△地区)	
(3) 整備計画期間	
平成〇〇年〇月〇日 ～ 平成〇〇年〇月〇日	
(4) 整備計画の目標	
<p style="color: red;">初年度中にCATVの加入世帯数〇〇世帯(カバー率〇〇%) 事業全体としてCATVの加入世帯数〇〇世帯(カバー率〇〇%) 初年度中にケーブルインターネット加入世帯数〇〇世帯(カバー率〇〇%) 事業全体としてケーブルインターネットの加入世帯数〇〇世帯(カバー率〇〇%)</p>	

(5)対象地域における整備方針

旧〇〇町内全域をFTTH方式によりケーブルテレビ設備として整備する。センター施設については〇〇市役所内に設置する。ヘッドエンドについてはIRU契約先である株式会社〇〇ケーブルテレビのものを利用する。

(6)目標を達成するために必要な整備事業

FTTH方式により整備された施設をIRU契約により株式会社〇〇ケーブルテレビへ貸し出すことにより、地上デジタル放送、BS・CSデジタル放送、自主放送を含むケーブルテレビ事業を行う。また、同時にケーブルインターネット・IP電話サービスも行う。なお、IRU契約については、同社と協議中であり〇月中に契約を締結出来る見込み。

(7)整備事業の総事業費

(単位:千円)

	金額	補助裏措置状況
総事業費	〇,〇〇〇,〇〇〇	—
交付金額	〇〇〇,〇〇〇	—
補助裏①	〇〇〇,〇〇〇	過疎債
補助裏②	〇〇〇,〇〇〇	県単独補助

補助裏については、交付金額との合計が総事業費となるよう、自己資金、借入金等についても全て記載すること。

	金額	内訳
総事業費	〇,〇〇〇,〇〇〇	
本体メニュー	〇〇〇,〇〇〇	線路設備
附帯メニュー	〇〇〇,〇〇〇	局舎設備

(8)関連事業

- ・県からの単独補助を受けることとしている。
- ・農村部については農林水産省補助を受け基盤整備事業を実施することを要望している。(H〇〇年度)

(9)整備計画の評価に関する事項

5年後を目処に加入世帯数による事後評価を行い、総務省に対し報告すると共にインターネットを通じて公表することとしている。

(10)その他必要な事項

普及促進のため、初年度に限り加入料・工事費無料のキャンペーンを実施。

Ⅲ 交付決定後について

1 契約について

交付金事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の締結日は、実施主体が市町村の場合は総務省の交付決定通知日以降、また、実施主体が第三セクターの場合、総務省の交付決定通知日以降、市町村により行われる交付決定通知日以降であり、単年度契約でなければならない（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、交付金の対象事業費とは認められない）。

契約形態については、市町村においては、地方自治法第234条、同法施行令第167条及び同条の2の規定により原則として一般競争入札、限定的に指名競争入札または随意契約とすることとなっている。また、第三セクターにおいてもこれに倣って、要綱第23条の規定により原則として一般の競争に付することとされ、整備事業の運営上、一般競争入札が困難又は不適當な場合のみ、指名競争入札に付し、又は随意契約とすることができるものとされている。

なお、実施主体が市町村であるか第三セクターであるかを問わず、随意契約とする場合にはその理由がやむを得ないものであるのかどうかを明確にすること。（Ⅱ. 5「契約予定内容に関する調査票（別紙2）」に契約内容及び方法について記載すること。）

2 計画変更等について

（変更等の承認）

第11条 整備事業者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業費の額の20%を超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。

(2) 整備事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 整備事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 整備事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、整備事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な整備事業の目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 整備事業の目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部変更である場合

2 整備事業者は、整備事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第5号による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第12条 整備事業者は、整備事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は整備事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第6号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 大臣は、第11条第2項の整備事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第9条の決定の内容（第11条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 整備事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 整備事業者が、交付金を整備事業以外の用途に使用した場合

(3) 整備事業者が、整備事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、整備事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に掲げる場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(1) 計画変更承認が必要な内容

ア 事業費の額の20%を超える額の減額

・事業内容の変更より事業費が減額となるもの。入札のみによる減額は当てはまらない。

イ 事業内容を変更するとき

・当初の交付決定の目的（申請書記載の整備事業の目的）を変更する、又は内容を大幅に変更するもの。

なお、様式第4号による変更承認申請を受理するとともに、変更理由書ほか変更内容が把握できる書類（様式については申請書に倣うこと）を確認すること。

(2) 軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更をいう。軽微な変更に当たるかどうかの判断が困難な場合は以下に例示する資料の作成を市町村に対して依頼し、総務省に確認を取ること。また、実績報告の際にも同様の書類の添付を確認すること。

総務省と協議せずに計画を変更し、実績報告時に変更が明らかとなった場合、当該変更分については補助対象外となる場合がある。

・変更理由書

・申請書の内容のどこが変更になったか分かる資料（新旧対照表）

・見積書については申請時と変更後の相違表（別紙4-2支出総括表差異表参照）

・申請時と変更後の図面

なお、軽微な変更として認められる事例及び認められない事例については以下のとお

り。

○認められる事例（目的の変更を伴わない場合に限る）

- ・ 伝送路のルート変更
- ・ 機器の設置場所変更
- ・ 公共ネットワーク接続施設数の増減
- ・ 設置端末数の増減

○軽微な変更として認められない事例

- ・ ケーブルテレビ案件におけるサービスエリア拡張
- ・ サービスメニューの変更（例：F T T H（通信）→F T T H（通信・放送）等）

（3）事業の中止、廃止について

整備事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省に相談すること。

（4）事故報告について

整備事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は整備事業の遂行が困難となった場合は、総務省に相談すること。なお、整備事業の完了日とは市町村案件であれば工事の検査を完了した日、第三セクター案件であれば市町村が交付金の支払いを完了した日を指す。

（5）交付決定の取消しについて

整備事業者の責に帰すべき場合には法第17条、帰すことのできない場合には法第10条により取り消すことがある。

3 差金回収について

(状況報告)

第13条 整備事業者は、整備事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第7号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

限られた予算でより多くの要望団体を採択するため、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意のこと。

(1) 入札差金の回収手続き（入札差金の調査・報告）

交付決定済の整備事業者に対しては、毎月実施する「補助事業に係る契約状況の把握に関する調査」に併せて、必要に応じて当該時点における入札差金の調査を行うものとする。

整備事業者は、総務省からの求めに応じて様式別紙1-1により当該時点における入札差金の状況を報告することとする。

また、交付決定済の整備事業者に対し、要綱第13条に基づき様式第7号による入札差金の額の調査を行うこともあるので留意すること。

(2) 採択案件の交付決定額の変更

① 交付決定額の変更

差金の回収に同意した整備事業者は総務省に対して交付決定額変更申し出の提出を行うこととし、総務省において交付決定額の変更通知を発出する。

② 以降の手続きにおける留意点

交付決定額変更以降の手続き（例：実績報告）における申請額は全て変更後の額を用いること。

【契約内容に関する調査票】（ 月 月末時点）

別紙1-1

（ イントラ・ 交付金 ）

団体名： _____

・平成〇〇年度補助・交付金事業を行うに当たって締結した、またはする予定の契約について各契約ごとに記入してください。
 契約全体が単独事業であるものについては記入不要です。
 行が不足する場合は、適宜、追加してください。

50-別紙1の1

番号	(仮)契約日	契約名	契約の内容	契約の形態	申請時の 事業費(円)	契約状況((a)~(c)のうち、いずれか該当する欄に金額を記入)			契約見込額(円)
						(a)契約済額(円)	(b)契約予定額(円)	(c)見積額(円)	(b)+(c)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
計						0	0	0	0

- 注1 「(仮)契約日」は、(仮)契約が締結済のもののみ記入してください。
 注2 「契約名」、「契約の内容」、「契約の形態」については、交付申請時に添付した【契約予定内容に関する調査票】を参考に記入してください。
 注3 「契約状況」は、調査時点で契約締結済みのものはその実績額を「(a)契約済額」欄に、仮契約段階のものは契約予定額を「(b)契約予定額」欄に、
 契約未了のものについては見積額を「(c)見積額」欄に記入してください。
 また、契約ごとの総額のうち、それぞれ補助・交付対象となる事業費の額を記入してください。他の事業と一括して契約を行った等の場合は、マニュアル・手引きに
 記載されている方法により適宜、按分した額を記載してください。
 なお、第3セクターが整備事業者である場合には消費税は含めないでください。

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

市町村長 印

平成 年度地域情報通信基盤整備推進交付金交付決定額変更申出書

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった平成 年度地域情報通信基盤整備推進交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により、交付決定額の変更を受けても事業執行に支障がないので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 変更後の受けようとする交付金の額は、金 , 千円
- 2 変更前及び変更後の内訳は次のとおり。

(千円)

経 費 区 分	交付決定額	
	変更前	変更後
本体メニュー費		
附帯メニュー費		
合 計		

番 号

年 月 日

市町村長（注） 殿

総務大臣 印

平成 年度地域情報通信基盤整備推進交付金交付決定額変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申し出のあった平成 年度地域情報通信基盤整備推進交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により下記のとおり交付決定額を変更したので通知する。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長
と記載すること。

記

- 1 交付金の交付決定額は、金 , 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

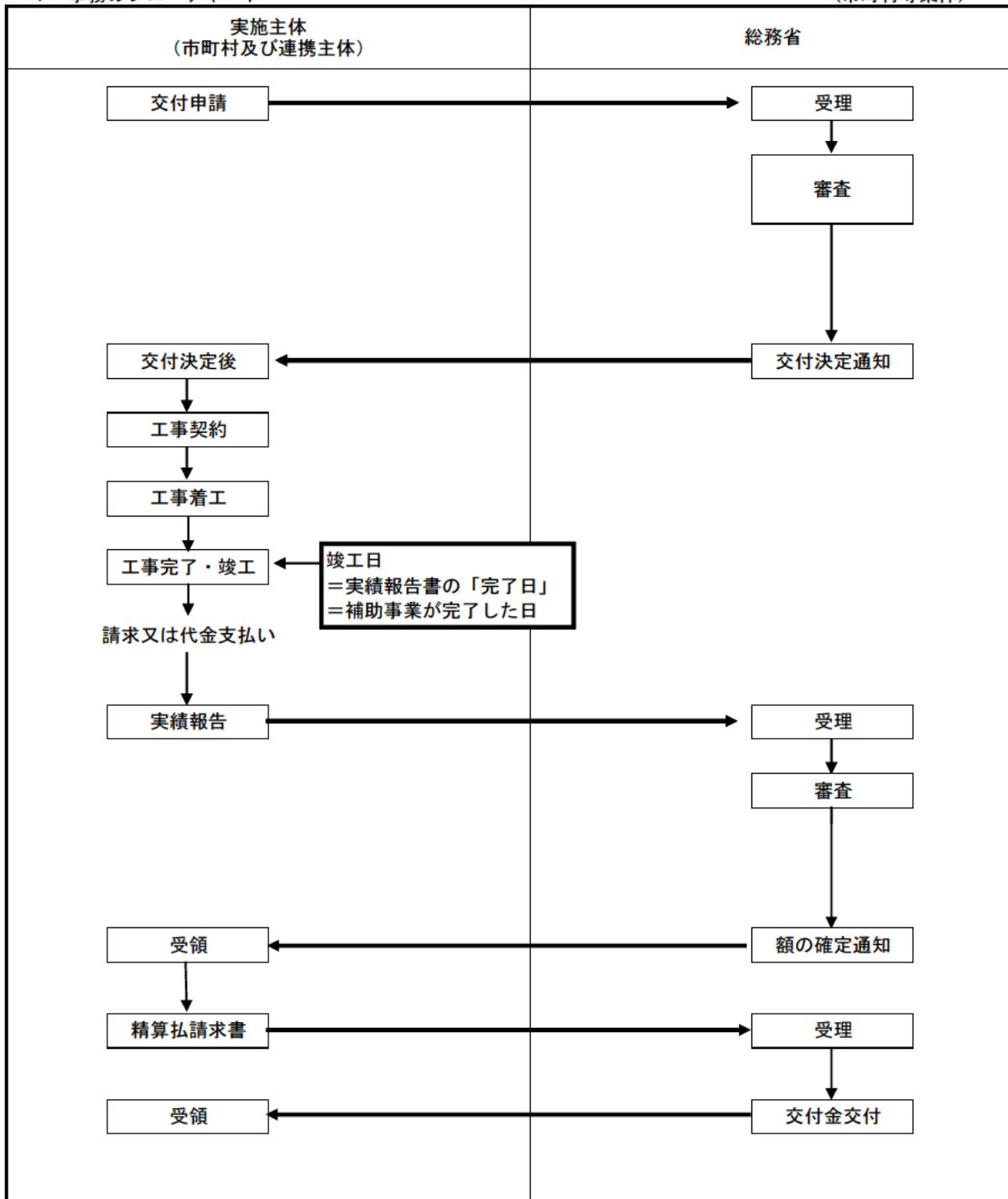
(千円)

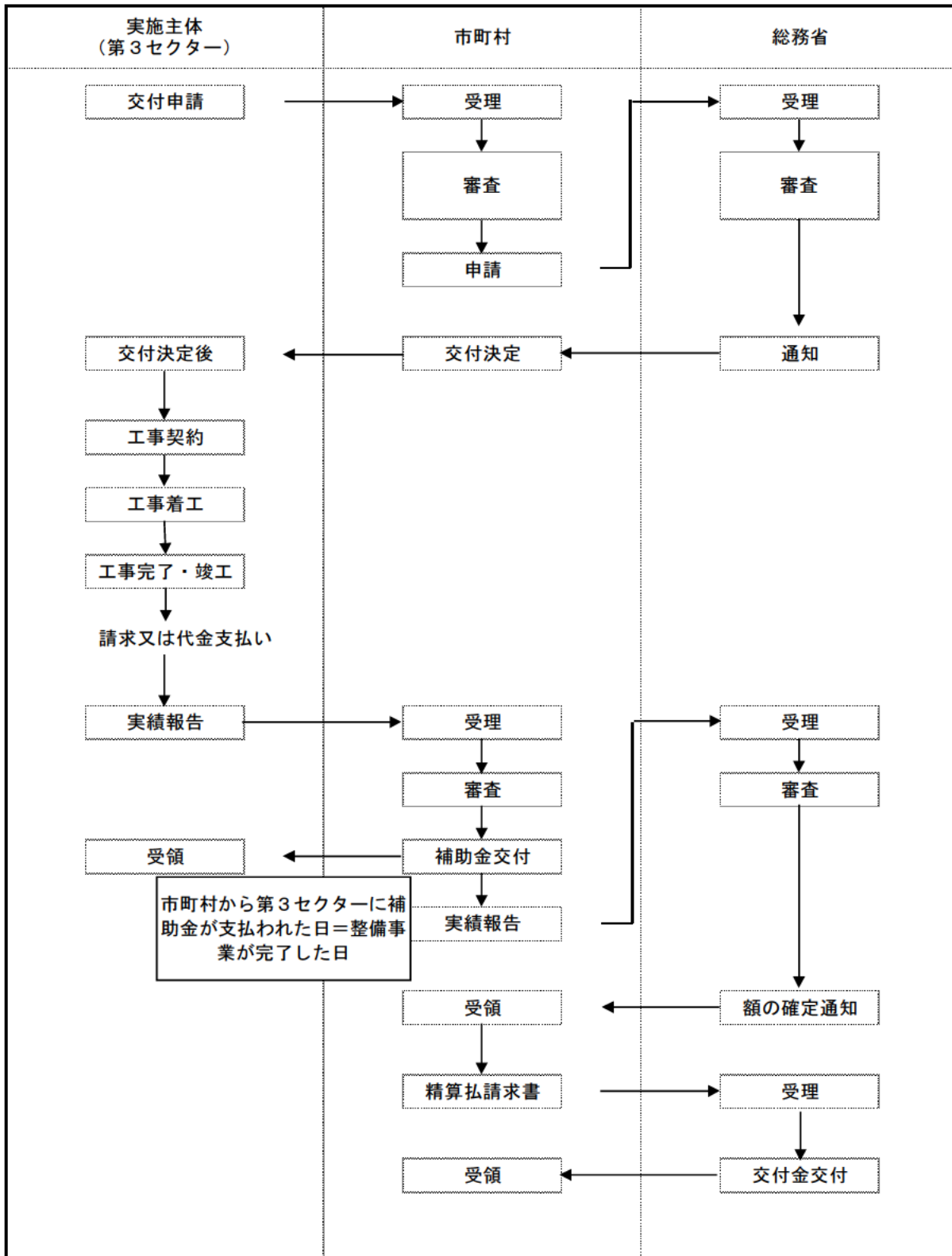
区 分	交付決定額
本体メニュー費	
附帯メニュー費	
合 計	

IV 実績報告事務マニュアル

1 事務のフローチャート

(市町村等案件)





2 実績報告書の作成について

(1) はじめに

実績報告書（以下、報告書という。）は、整備事業が交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するものである。

事業者へ交付金を交付する市町村においては、市町村自ら交付金を交付する立場から整備事業が申請のとおり確実に執行され、その事実に基づいて報告書が作成されているか、以下により厳正に審査すること。

(2) 実施確認

報告内容が事実であるかどうかの確認を、直接出向くなどして、できる限り整備事業を実施した事実を目視すること。

また、整備した機器は必ず「平成〇年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業」と表示されているかどうか確認すること。

注1：表示は、適宜のラベルを機器に直接貼付したものとする。（幹線ケーブル等は表札等で適宜表示）

注2：実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合がある。その際、事実と反することが判明した場合、交付金の返還を求める場合があるので注意のこと。

□報告書の審査

報告書の内容を次のポイントでチェックすること。

ア 申請時の目的・内容と相違がないか。

交付申請書の目的・内容どおりに整備事業が完了していること。

イ 事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容のとおり事業が完了しているか。

（あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は交付対象外となる。）

ウ 請求書（領収書）の内容は適正か（別紙1参照）。

エ 添付図面は事実を的確に示しているか（別紙2参照）。

オ 写真は図面と機器が一致するか（別紙3参照）。

(3) 提出書類

実績報告書は次の順に編さんすること。

- ① 実績報告書（要綱様式第8号又は第8号の2）
- ② 支出総括表及び支出内訳書（別紙4-1参照）
- ③ 業者からの請求書又は同領収書の写し（その算出内訳が分かるものを含む）
- ④ 完成写真（別紙7参照）

- ⑤ 実施した事業の概要が把握できる図面等（別紙6参照）
 - ⑥ 整備エリア図面（A4（A3）版1枚程度）
 - ⑦ 用地付近の見取り図、設計の概要図（申請時に提出した図面の実績報告版）
（ヘッドエンド系統図、光系統図、ラック実装図、センター内レイアウト図、システム系統図等その他必要な図面）
 - ⑧ 支出総括表差異表（別紙4-2参照）及びその確認書類
 - ⑨ 光ファイバケーブルの整備表（別紙5参照）
 - ⑩ 施設整備状況表（公共施設等を接続する案件のみ）
 - ⑪ I R U等によりサービスが行われる（見込みの）場合、当該サービス実施を証する書類
- ⑫口座設置届（交付決定時と変更がある場合のみ）
- 注1 報告書かがみの内容、事業の目的・概要、請求書（内訳）、添付図面等は内容を必ず一致させること。
- 注2 整備事業に関連、若しくは、重複する国の事業がある場合は、その区分が分かる施設概要図に各々の整備事業の対象箇所が分かるように色分け等すること。また単独事業がある場合や既存設備を活用する場合も同様。

（4）提出方法

市町村は、整備事業が完了した日¹から1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに総合通信局へ「（3）提出書類」に掲げる書類を提出すること。（但し、市町村はできるだけ早期の提出に努めること。修正期間を考えると締め切り日の2週間前までに提出することが望ましい。締め切り日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、交付金支給が滞る場合がある。）

（5）実績報告書提出後の事務手続き

実績報告書提出後、内容を審査した上で、総務省から「平成〇年度地域情報通信基盤整備推進交付金の額の確定通知書」が送付され、これを受けて、市町村は速やかに総務省へ「平成〇年度地域情報通信基盤整備推進交付金精算払請求書」（要綱様式第10号）を提出すること。

※交付要綱様式については、付録「交付要綱様式記載例」参照

¹ 事業が完了した日：交付決定の対象となった事務事業が完全に終了したとき（交付対象工事の竣工時＝自治体が工事の検査を完了した日）。間接交付金の場合、市町村から第3セクターへの支払いが完了した日（支払命令年月日ではないので注意のこと）。

3 経理等について

(1) 交付金の支払い

総務省から「額の確定通知」により交付金額が通知される。これを受けて市町村では、要綱第16条第2項に定める「平成〇〇年度地域情報通信基盤整備推進交付金精算（概算）払請求書」（様式第10号）を、総合通信局を通じて提出のこと。

総務省では、提出された書類確認後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に交付金を振り込む。

(2) 消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還

市町村又はその連携主体において、整備事業完了後において、消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに要綱第18条の規定により「平成〇年度消費税額の額の確定に伴う報告書」（様式第11号）を総務省に提出しなければならない。総務省ではこの報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることとする。特別会計で運営するなど課税対象の市町村は報告書の提出が必要となるので注意のこと。

※第3セクターが事業を実施する場合は、交付申請時において事業費から消費税相当額を控除した額を基礎に交付額を決定するので該当しない。

(3) 交付金事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(4) 整備事業で整備した物品の管理

取得財産等管理台帳を作成し、管理すること（70-3頁参照）。

また、各物品には、必ず「平成〇年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業」等の表示（適宜のラベルを機器に直接貼付）を行い、おって実施される検査等で整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるようにすること。

(5) 整備事業により取得した財産の処分

交付金にて整備した施設・設備を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総務省に相談をすること。（詳細については、「V 額の確定後の整備事業の遂行について」を参照。）

請求書（領収書）の審査について

1 はじめに

交付要綱では、施設整備工事代金等の「請求書の写し」又は「同領収書の写し」となっている。先に提出されている申請書に添付した見積書の明細と比較し、実績が交付申請の目的・内容と相違無いものかどうかを必ず確認すること。確認にあたっては、Ⅱ 7 の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

また、複数の事業者からの請求書等がある場合は、総括表及び内訳書（別紙 4 - 1 を参照）を必ず作成し、各請求書等の一番前に添付すること。

2 請求書（領収書）の内容について

(1) 留意事項（以下「請求書」には、「領収書」の内容を含む。）

ア 請求書は、実際に工事を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したものとする。

イ 請求書は、請求額を記載した「請求書鑑」と積算根拠の詳細がわかる「請求内訳」を提出すること。内訳については、整備事業と他事業の費用按分等が分かる内訳書と交付申請時の見積りと請求書の内容の差異が分かるものとする。（別紙 4 - 1 ~ 4 - 2 を参照）

ウ 請求内訳は実績額の算出根拠として正確な積算を行ったものを添付すること。

(2) 審査すべき内容

基本的には交付申請時に倣って審査のこと。但し、以下の項目については、特に注意すること。

ア 交付申請（変更承認があった場合は、変更承認申請）の内容と相違がないか。軽微な変更については、事前に総務省に確認をとった事項も含め、別紙 4 - 2 の差異表に理由を記載すること。

イ 積算内容が適正か。

① 縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。

② 内容を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく高い金額となっていないかどうか確認。

→機器類の金額（単価）が異常に高くなっていないか。

→管理費等の諸経費の割合が異常に高くないか。

→〇〇一式△△円となっている場合、その内訳を確認。

ウ 記載内容に誤りはないか。

① 項目別経費一覧

請求書の金額を要綱上の経費の項目別経費の表に分類して記載する。

② 請求書かがみ

- ・事業者名（代表者名、印も必要）
- ・日付（請求日は事業者が市町村へ実績報告を提出する日以前となっていること。）
- ・工事名（「平成○年度（当初、補正）地域情報通信基盤整備推進交付金事業等補助金」の表記があること。）

③ 請求内訳

- ・経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。（見出し番号を付記し、数字の流れをわかりやすくすることが望ましい。）
- ・機器等の単価が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。

エ 交付対象とならない経費が含まれていないか確認をすること。

オ その他

- ① 明細の付属資料として機器の仕様書は不要。
- ② 工事契約関係の書類の提出を交付要綱で義務付けていないが、それらの書類を提出してもらい、交付決定後に契約が行われているか確認すること。

添付図面の構成及び留意点について

1 考え方

添付図面は、整備事業の内容を把握できるものとする。詳細なものはない。添付図面には「図面名」「凡例（印、色等の説明書き）」等を必ず記載し、整備事業対象となる部分を色分けすること。確認にあたっては、Ⅱ 7 の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

※第〇期工事等と複数の工期がある場合、当該整備事業にて整備する部分が見えるようにすること。

2 構成及び留意点

添付図面は、用地付近の見取り図、設計の概要図で構成すること。

(1) 用地付近の見取り図

整備事業により整備されるエリア、センター施設等を色でマークすること。

その際は、必ずセンター（サブセンター）の位置を記入すること。

① 幹線等の整備

- ・ 5 万分の 1 程度の地図で、今回の整備事業によりサービスを行うことのできるエリアを色でマークする。

（整備するエリアにより地図の縮尺は自由に変更してよい。）

- ・ 光ファイバ等ネットワークの敷設状況、ノードの配置等が把握できる程度とすること。
- ・ 公共施設・学校と接続する場合は、位置を示すこと。

② センター施設の整備

- ・ センター施設（局舎）の新築・改築等をする場合、その状況がわかるようにすること。
- ・ 他の事業との合築の場合、それがわかるように表示する。

③ インターネット設備整備・スタジオ施設の整備

- ・ 機器の設置状況がわかる図面

④ サーバ・端末等の整備

- ・ サーバや公衆端末等の設置状況がわかる図面

⑤ 用地・道路の整備

- ・ 購入する用地全体がわかる図面。図面には整備するセンター施設等を記載し、その用地が必要最低限であることを示すこと。

(2) 設計の概要図

① 幹線等の整備

- ・ ヘッドエンド系統図

- ・光ファイバ等ネットワーク系統図（芯線数（使用心線数/敷設心線数）、距離がわかるように記載すること。また、ラック等における機器配置も分かるようにすること。

※FTTHのうち、PON方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、SS方式の場合は、加入者に最も近接しているクロージャまで把握できるものとする。

※HFC等における同軸系統図の提出は不要とする。

② センターの整備

- ・建物内のレイアウトを表示。（室名も記載。）

③ インターネット設備整備・スタジオ施設整備

- ・システム系統図等その他必要な図面

添付写真について

1 作成の考え方

整備した機器の事実を確認できるものとする。補助対象の範囲がどれかわかるよう赤枠で囲む等、印をつけること。黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認すること。

以下の写真は不要。

- ・テレビ受像器による画質調整状況の写真
- ・材料検収用写真、作業前、作業中の写真

なお、整備事業すべての機器の写真を提出する必要はないが、市町村は可能な限り現地確認を行い、整備事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めること。

2 写真作成の注意点

(1) 写真の種類

フィルム写真、デジタル写真によるカラー撮影とする。

注 写真は経年変色しない用紙で提出すること。

(2) 編さん方法

写真はクリアシート等で整理し、機器名、機器番号、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れること。なお、写真に整備事業により整備した機器と別の機器が混在して写っている場合は、どの機器かがわかるように、クリアシートの上、若しくは写真に油性サインペン等で囲むこと。

(3) 添付図面との符号

撮影した機器の位置を添付図面の見取り図で確認できるようにするため、添付図面に機器番号あるいは撮影番号を表示し、写真の見出しにも入れて対応させること。

3 撮影方法

(1) 屋内に設置されている機器の場合

基本的には、機器の設置が分かるように撮影すること。施設フロア全景→個々の機器の設置全景及び個々の機器の拡大写真、のように段階を経て撮影してください。既存設備、補助対象以外の機器が写真内に写っている場合は、整備機器がどれかわかるよう赤枠で囲む等、印をつけること。

(2) 屋外に設置されている機器・ケーブルの場合

すべての機器について写真を撮る必要はない。新設又はエリア拡大の場合、HFCについては最長又は最多段、FTTHについては最長すべての幹線及び分配線に接続されている機器・ケーブル等のみで構わない。(但し、学校、公共施設への引き込については、すべて写真をとること。)

ア 単価50万円以上の機器

地面から空中に架けられている全景+機器の拡大写真

イ 単価50万円未満の機器

地面から空中に架けられている全景を撮影し、該当機器に印を付けること。

ウ ケーブル本体

アンプ等機器と兼ねて撮影されていれば良いが、途中の機器がない場合は、ケーブル分岐等のポイントになる部分のケーブル（電柱部分）を撮影すること。

(3) センター施設・用地等について

センター施設については、センター工事終了後、その外観と各室の写真とする。
用地等の取得があった場合は、センター工事終了後の写真とし、用地が適度な広さであることを確認すること。

支出総括表差異表(記載例)

平成〇〇年度 地域情報通信基盤整備推進交付金
〇〇市

実績額 174,985,450円(消費税は別途)

実績額 183,734,722円(消費税込み) ※整備事業者が自治体の場合

【総括表】	項目	申請時				実績時				備考(差異理由)	
		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価		金額
I 本体メニュー											
1	施設・設備費										
ア	施設・設備の設置経費(資材費等)										
	ア)鉄塔										
	イ)衛星地球局										
	ウ)受信アンテナ施設										
	エ)ヘッドエンド装置	1	式	10,000,000	10,000,000		1	式	9,000,000	9,000,000	
	オ)デジタル加入者回線多重化装置										
	カ)光電変換装置	1	式	30,000,000	30,000,000		1	式	29,000,000	29,000,000	
	キ)光成端架	10	台	1,000,000	10,000,000		10	台	1,000,000	10,000,000	
	ク)線路設備・伝送設備	1	式	50,000,000	50,000,000		1	式	49,500,000	49,500,000	
	ケ)無線アクセス装置										
	コ)その他										
イ	施設・設備の設置に係る工事費										
	ア)鉄塔										
	イ)衛星地球局										
	ウ)受信アンテナ施設										
	エ)ヘッドエンド装置	1	式	1,000,000	1,000,000		1	式	994,500	994,500	
	オ)デジタル加入者回線多重化装置										
	カ)光電変換装置	1	式	1,000,000	1,000,000		1	式	754,500	754,500	
	キ)光成端架	1	台	1,000,000	1,000,000		1	台	920,500	920,500	
	ク)線路設備・伝送設備	1	式	10,000,000	10,000,000		1	式	9,757,050	9,757,050	
	ケ)無線アクセス装置										
	コ)その他										
2	用地取得費・道路費										
ア	施設・設備の設置に必要な用地及び道路の整備経費										
イ	附帯工事費										
小計					113,000,000					109,926,550	
II 附帯メニュー											
1	施設・設備費										
ア	施設・設備の設置経費(資材費等)										
	ア)センター施設	1	式	20,000,000	20,000,000		1	式	19,570,000	19,570,000	
	イ)局舎施設										
	ウ)外溝施設										
	エ)電源供給施設										
	オ)スタジオ施設	1	式	10,000,000	10,000,000		1	式	8,750,000	8,750,000	
	カ)送受信施設	1	式	10,000,000	10,000,000		1	式	8,450,000	8,450,000	
	キ)構内伝送路										
	ク)その他										
イ	施設・設備の設置に係る工事費										
	ア)センター施設	1	式	10,000,000	10,000,000		1	式	7,978,900	7,978,900	
	イ)局舎施設										
	ウ)外溝施設										
	エ)電源供給施設										
	オ)スタジオ施設	1	式	5,000,000	5,000,000		1	式	4,500,000	4,500,000	
	カ)送受信施設	1	式	5,000,000	5,000,000		1	式	4,900,000	4,900,000	
	キ)構内伝送路										
	ク)その他										
2	附帯施設費										
ア	附帯施設の設置経費										
	ア)接地線										
	イ)屋外証明施設										
	ウ)マンホール										
	エ)以下 交付要綱別表の各項の附帯施設										
	オ)……										
イ	附帯施設の設置に係る工事費										
	ア)接地線										
	イ)屋外証明施設										
	ウ)マンホール										
	エ)以下 交付要綱別表の各項の附帯施設										
	オ)……										
3	用地取得費・道路費										
ア	施設・設備の設置に必要な用地及び道路の整備経費										
イ	附帯工事費										
4	共通経費(附帯工事費)										
ア	調査設計費	1	式	3,000,000	3,000,000		1	式	2,980,000	2,980,000	
イ	撤去費	1	式	5,000,000	5,000,000		1	式	4,950,000	4,950,000	
ウ	諸経費	1	式	3,000,000	3,000,000		1	式	2,980,000	2,980,000	
小計					71,000,000					65,058,900	
合計					184,000,000				174,985,450		

詳細内訳表

(単位:円)

項目	申請時				実績時				仕様	【図面番号】写真番号	備考(差異理由)
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額			
I 本体メニュー											
1 施設・設備費											
ア 施設、設備の設置経費(資材費等)											
エ)ヘッドエンド装置											
シグナルプロセッサ	5	台	500,000	2,500,000	5	台	480,000	2,400,000			
出力増幅器	2	台	500,000	1,000,000	2	台	450,000	900,000			
分配器	2	台	500,000	1,000,000	2	台	490,000	980,000			
混合器	2	台	500,000	1,000,000	2	台	500,000	1,000,000			
...	○	台	○	台			
...	○	台	○	台			
ク)経路設備・伝送設備											
光ケーブル(8芯)	1000	m	60	60,000	1000	m	50	50,000			※申請時値の欄については、入札差金の回収に伴う交付決定後の変更を行った場合には、変更前の値を用いることとし、変更差額を受けた場合には、変更後の値を用いること。 ※仕様の欄にはメーカ、機種、型番及びスベック等を記載。 ※備考の欄には工事費算出根拠となる材料費小計、労務費小計、直接工事費、純工事費、工事原価等並びに明細書、変更理由書の番号を記載。 ※材料費、物品で一式としているものは明細で内訳を明確にすること。 ※図面番号は、LAN構成図及び平面図に記載の番号と合致させること。
光ケーブル(12芯)	1000	m	120	120,000	1000	m	115	115,000			
...	○	m	○	m			
イ 施設、設備の設置に係る工事費											
エ)ヘッドエンド装置											
シグナルプロセッサ	5	台	1,000,000	1,000,000	5	台	1,000,000	994,500			
出力増幅器	2	台	20,000	40,000	2	台	19,000	38,000			
分配器	2	台	20,000	40,000	2	台	19,000	38,000			
混合器	2	台	20,000	40,000	2	台	19,000	38,000			
...	○	台	○	台			
...	○	台	○	台			
ク)経路設備・伝送設備											
光ケーブル(8芯)	1000	m	60	60,000	1000	m	50	50,000			
光ケーブル(12芯)	1000	m	120	120,000	1000	m	115	115,000			
...	○	m	○	m			
小計				113,000,000				109,926,550			
II 附属メニュー											
1 施設・設備費											
ア 施設、設備の設置経費(資材費等)											
ア)センター施設											
搭載ラック	10	台	100,000	1,000,000	10	台	100,000	1,000,000			
〇〇	○	台	○	台			
〇△	○	台	○	台			
イ 施設、設備の設置に係る工事費											
ア)センター施設											
搭載ラック	1	式	10,000,000	10,000,000	1	式	10,000,000	7,978,900			
〇〇	○	台	○	台			
〇△	○	台	○	台			
4 共通経費(附属工事費)											
ア 調査設計費											
現場調査費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	995,000	995,000			明細にどのような作業を行ったのか記載すること経費的に切り分けできない場合は作業内容のみで可
詳細設計費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	1,000,000	1,000,000			
共有申請費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	985,000	985,000			
調査費	1	式	5,000,000	5,000,000	1	式	4,950,000	4,950,000			
諸経費				3,000,000				2,980,000			
共通仮設費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	993,000	993,000			
現場管理費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	997,000	997,000			
一般管理費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	990,000	990,000			
小計				71,000,000				65,058,900			
合計				184,000,000				174,985,450			

光ファイバケーブルの整備表

区間	敷設数	交付対象数	使用数	未使用数	備考
(1) ○○市情報センター ～01	200芯 (50T)	100芯 (25T)	60芯 (15T)	40芯 (10T)	100芯は単独 事業整備分
(2) 01～02	—	—	—	—	既設のファイバを利用
(3) 02～03	80芯 (20T)	80芯 (20T)	40芯 (10T)	40芯 (10T)	
...	

- (* 1) 芯線については、テープ数についても記載すること。(上記の例は4芯=1テープ(T)の場合)
- (* 2) 整備したテープを「使用」としてカウントする場合は、全部の芯線(テープ)が使用されることが原則である。但し、既製品を使用した結果、余剰が生じる場合には「使用」とカウント可能。(例: 必要芯数は90芯必要だが、既製品100芯のケーブルを購入した方が、90芯のケーブルを特注で購入するよりもコストが安くなる等のケース)
- (* 3) 光系統図(例として別紙6参照)と一致させること。

光ファイバ未使用芯線使用計画

区間	未使用数	使用計画数	残数	使用計画
○○市情報センター～01	40芯 (10T)	40芯 (10T)	0	○○地区エリア拡大用 【平成○年度】
02～03	40芯 (10T)	40芯 (10T)	0	○○地区エリア拡大用 【平成○年度】
...	

- (* 1) 先に作成した光ファイバケーブル整備表において未使用数が存在する場合に、当該未使用数が存在している区間ごとに記入すること。
- (* 2) 使用計画欄には、使用する年度を記載すること。

(記載イメージ)

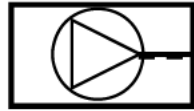
〇〇市光系統図

○光系統図については、各団体(事業者)の使用の様式を使用して差支えないが少なくとも以下の内容が分かるものであること。

※()内は交付対象芯数

分岐器等の記号(番号)は光芯線使用内訳表の区間と一致させること。

〇〇市情報センター



200C/100C/60C/10000m

100C/5000m

既存の光ファイバを使用する場合には、その芯線数、距離を明示するとともに、その旨を記載すること。

※既設の光ファイバを活用

67
末端は、HFCであればノードまで、FTTHであれば、PON方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、SS方式の場合は、加入者に最も近接しているカブラまで把握できるものとする。また、公共施設に引き込む場合には全ての箇所を記載すること。

〇〇地区エリア拡張(平成〇年予定)

03

02

06

07

〇〇支所

将来使用予定(携帯電話のエンタランス回線等)の未使用分がある場合にも、そのことを明記。なお、その場合には使用予定年度についても明記すること。

80C/80C/40C/500m

4C/4C/4C/1000m

4C/4C/4C/200m

4C/4C/4C/100m

8C/8C/8C/1000m

※4Cについては携帯電話のエンタランス回線に開放

4C/4C/4C/1000m

交付対象外エリア

100C/0C/0C/〇〇m

8C/0C/0C/〇〇m

〇C/0C/0C/〇〇m

12C/0C/0C/〇〇m

4C/0C/0C/〇〇m

07

08

4C/0C/0C/〇〇m

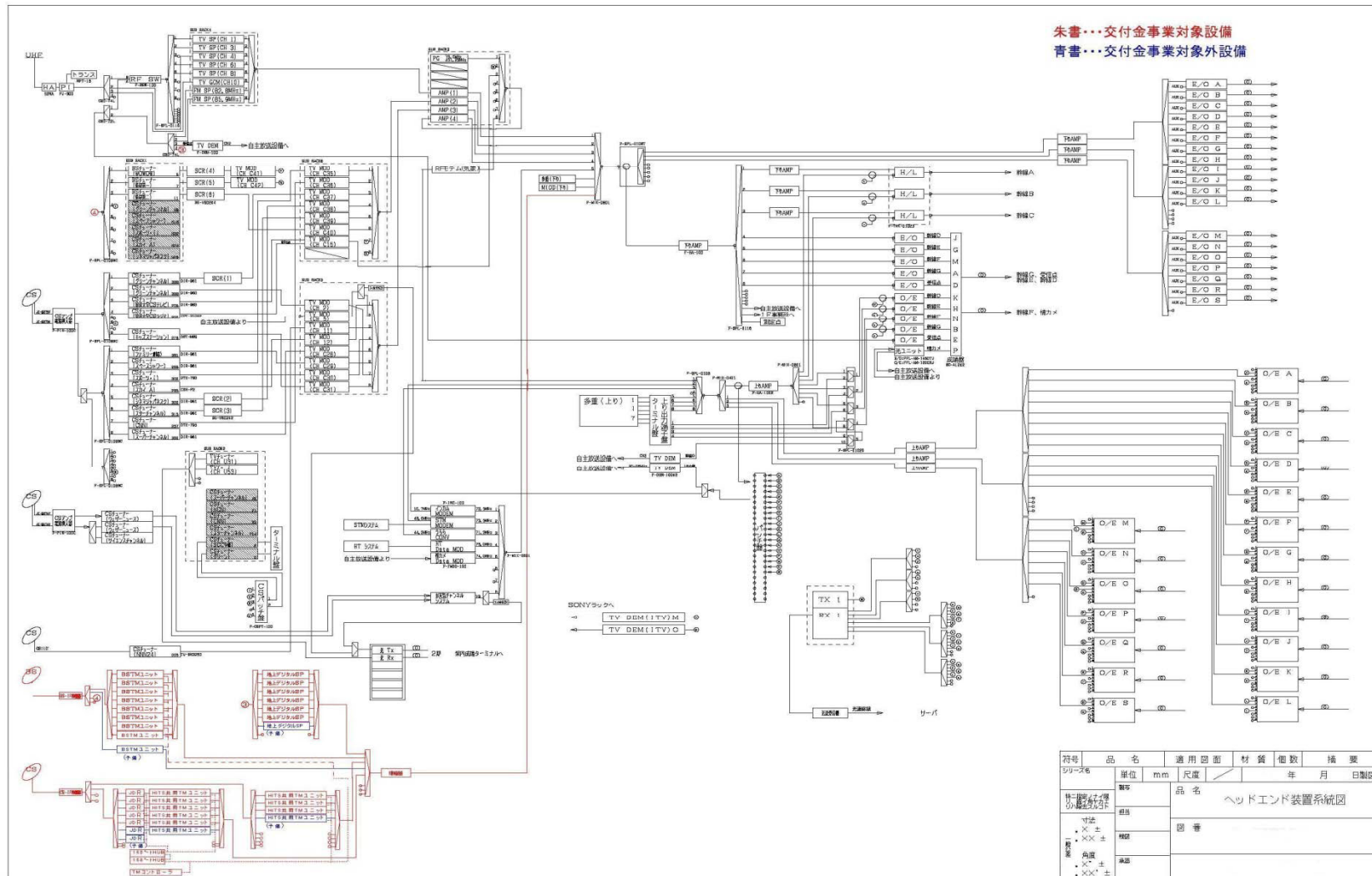
〇〇支所

〇〇公民館

凡例を必ずつけること。

凡例

- ・ 100C/100C/75C/1000m
- ↑ 敷設芯数/交付対象芯数/使用芯数/敷設距離
- ・ 実線 = 交付対象
- ・ 点線 = 交付対象外/既設使用



別紙6(その3)

朱書・・・交付金事業対象設備
青書・・・交付金事業対象外設備

<p>1. BS, CS受信機</p> <p>FAN UNIT F-FU-110BR</p> <p>BS受信機 CS受信機 その他</p> <p>FAN UNIT F-FU-110BR</p> <p>BS受信機 CS受信機 その他</p> <p>BS BOARD F-FU-110D</p>	<p>2. 放送チャンネル編</p> <p>FAN UNIT F-FU-105BR</p> <p>放送チャンネル編 その他</p> <p>FAN UNIT F-FU-105BR</p> <p>放送チャンネル編 その他</p> <p>PS BOARD F-FU-110D</p>	<p>3. 上り/下り・送受信機</p> <p>送信機 受信機 その他</p> <p>送信機 受信機 その他</p> <p>PS BOARD F-FU-110D</p>	<p>4. 機能拡張機</p> <p>機能拡張機 その他</p> <p>機能拡張機 その他</p> <p>PS BOARD F-FU-110D</p>	<p>5. 天線増設機</p> <p>天線増設機 その他</p> <p>天線増設機 その他</p> <p>PS BOARD F-FU-110D</p>	<p>6. 入力受配機</p> <p>入力受配機 その他</p> <p>入力受配機 その他</p> <p>PS BOARD F-FU-110D</p>	<p>7. スタイルモニター機</p> <p>スタイルモニター機 その他</p> <p>スタイルモニター機 その他</p> <p>PS BOARD F-FU-110DA</p>	<p>8. デジタリ放送機</p> <p>デジタル放送機 その他</p> <p>デジタル放送機 その他</p> <p>PS BOARD F-FU-110DA</p>	<p>9. デジタリ伝送機</p> <p>デジタル伝送機 その他</p> <p>デジタル伝送機 その他</p> <p>PS BOARD F-FU-110DA</p>
--	---	---	--	--	--	---	---	---

符号	品名	適用図面	材質	個数	備考
リリース名	単位	mm	尺度	年 月	日製図
特記事項	寸法	ヘッドエンド装置ラック実装用			
	単位	mm			
その他	× 土	円 番			
	×× 土				
その他	× 土				
	×× 土				

(写真イメージ)

完了後写真

センター施設、接

施設内の具体的に設置された場所を記載すること。「総務

平面図の図面番号を

写真番号 1

施設名 ○○○役場

設置場所 ○○課

内容
メディアコンバータ

図面番号 1

撮影位置 ①

詳細内訳表の写真番号欄に

複数の機器が写っている場合は矢印で示す等わかるようにす

平面図に記載の撮影位置の番号を記

完了後写真

写真番号 2

施設名 ○○○役場

設置場所 ○○課

内容
メディアコン

図面番号

撮影位置 ②

完了後写真

写真番号

施設名

設置場所

内容

図面番

撮影位置

工事請負契約等に係る総括表

No.	業者名	工事名	契約書			完成年月日	検査日
			契約日	着工年月日	完成年月日		
1	〇〇興業株式会社	〇〇市ケーブルテレビエリア拡大事業(第4工区)	平成19年10月12日	平成19年10月15日	平成20年3月15日	平成20年3月10日	平成20年3月14日
	〇〇興業株式会社	変更契約	平成20年3月3日		平成20年3月15日	平成20年3月10日	平成20年3月14日
2	△△電気工業株式会社	光海底ケーブル布設工事	平成19年11月22日	平成19年11月27日	平成20年3月19日	平成20年3月25日	平成20年3月25日
	△△電気工業株式会社	変更契約	平成20年3月14日		平成20年3月25日	平成20年3月25日	平成20年3月25日
3	株式会社□□ケーブルテレビ	〇〇市ケーブルテレビエリア拡大事業施工監理業務	平成19年10月30日	平成19年11月1日	平成20年3月15日	平成20年3月10日	平成20年3月14日

70-2

取得財産等管理台帳(平成 年度)

(単位:円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	交付率	備考

V 交付金事業構築マニュアル

本章では本事業を申請するにあたり、申請前から整備後における留意点並びに具体的な方法について示す。

申請前における留意事項としては、デジタルディバイドの現状（ブロードバンドサービス未提供地域、放送サービス未提供地域、民間事業者のサービス提供状況及びサービス提供開始予定）を把握し、ブロードバンドサービス及び、放送サービスの提供が見込めない地域に対して、住民のニーズを把握した上で、デジタルディバイドの是正を図るためのインフラを整備する計画を立てるだけでなく、運営主体や運営方法など整備後における体制・方法などについて十分な検討をしておくことである。

1 需要調査

《目的》

ブロードバンドサービスや放送サービスが未提供の地域住民が通信及び放送サービスをどの程度望んでいるのかを調査する。この調査により、サービス内容（回線スピード、放送内容）や利用料金など住民のニーズを引き出し、年度別整備計画や運営体制、方法を検討する際の参考となる重要な調査である。

《方法》

- ・質問紙（アンケート）による調査
- ・面接（インタビュー）による調査

《手法》

- ・郵送調査（アンケートを郵送）
- ・電話調査（質問表を基にヒアリング）
- ・FAX調査（アンケートを各家庭にFAXで送付しFAXで回収）
- ・地区訪問調査（地区の住民を集会場などに集めインタビュー）
- ・個別訪問調査（個別に住民宅を訪問しインタビュー）

《アウトプット》

- ・サービス別加入数（年度別）
- ・放送内容（地上波、コミュニティチャンネル）
- ・回線スピード（30M以上、100M）
- ・その他のサービス（IP電話、議会映像配信など）
- ・料金

《調査のポイント》

- ・ブロードバンドサービス、放送サービスに加入する意思があるかどうか、意思があるなら整備後いつ加入するかを明確に回答してもらい、年度別の整備計画が立

てられるような質問にする。

- ・既存サービスを参考に料金を提示する。

サービス内容（回線スピード、放送のジャンルや種類）について具体的な質問をする。

2 運営体制の検討

下表のサービス提供モデルを参考にサービスの運営をどのように実施するのかを検討する。

サービス提供モデル	スキームイメージ	スキーム概要
公設公営型		電気通信事業の登録又は届出を行った地方公共団体が、自らサービスの提供を行うもの。
公設民営型		電気通信事業の登録又は届出を行った地方公共団体が、他の電気通信事業者に対して卸電気通信役務の提供を行うもの。
		地方公共団体が、電気通信事業者と長期安定的な使用権に関する契約(IRU 契約)を行うことにより、光ファイバ等を芯線単位で貸与するもの。
民設民営型		※交付対象外 民間電気通信事業者への間接補助による整備スキームは想定していません。また、公設した施設を譲渡することも想定していません。

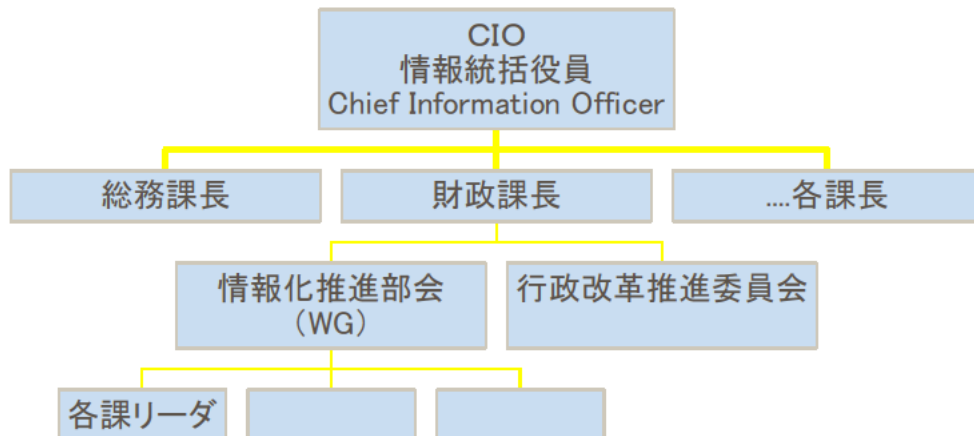
※運営体制を検討する際、電柱の支障移転や施設・設備の修繕、維持、更改費用などの整備後にかかる費用や住民の負担額、採算性について十分に協議し合意の上で決定する。

※民設民営型での民間電気通信事業者とは、ここでは純民間事業者（≠第3セクター）を指す。

3 庁内推進体制の整備（自治体スキーム）

施設・設備の有効活用、責任体制の明確化、運用ルールの確立、セキュリティポリシーの策定等のため、自治体の庁内推進体制を整備することが望まれる。

【庁内推進体制のイメージ】



4 ランニングコストの負担に関する考え方

本事業は、超高速インターネットアクセス環境の整備に係る初期インフラ整備コストに対して補助を行うものであり、当該設備の維持に係るいわゆるランニングコストについては、別途その負担方法等を検討する必要がある。本事業を実施する地方公共団体以外の電気通信事業者が超高速インターネットアクセスサービスを提供する場合、加入者系光ファイバ網の所有者である地方公共団体、加入者系光ファイバ網の運営者である電気通信事業者の双方でランニングコストを負担することが想定されるが、その負担割合、負担方法等について、事前に当事者間で調整しておくことが望ましい。例えば、地方公共団体が IRU 契約により電気通信事業者に対して加入者系光ファイバ網を貸し付けるケースにおいては、地方公共団体が当該電気通信事業者から徴収する IRU の対価について、ランニングコストの全部又は一部を反映させたものとする 것도可能。

《想定されるランニングコストとしては、主に以下のものがある》

- ・光ファイバケーブルを共架する電柱使用料、支障移転費用
- ・光ファイバケーブル、機器の保守維持費用
- ・その他（地方公共団体が住民に対して超高速インターネットアクセスサービスを提供する場合の対外接続に係る費用等）

5 公設民営を採用する場合の留意点

市町村が本交付金で整備された光ファイバ等（光ファイバケーブル及び関連機器）は事業を実施した町村の所有する財産となり、各市町村は地方自治法の規定に基づき、適切に管理することが必要である。市町村が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者等への開放については、「地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続（第2版）」を参照のこと。

(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pdf/hikari_0406.pdf)

また、契約手続きの透明性確保、通信事業者等の公平な参入機会の確保に留意する。

VI ケーススタディ

Case 1

現状	要望
単独自治体での申請 既存メディアのサービス（ADSL）が辺地を除く全エリアで提供済み 辺地に指定されている地域がある	全エリアに FTTH を整備する
≪回答≫申請内容	
全エリアの FTTH 整備は可能	

Case 2

現状	要望
単独自治体での申請 既存メディアの通信サービス（光ファイバ網の敷設）が辺地を除く全エリアで提供済み 辺地に指定されている地域がある 全エリア難視聴地域はない	全エリアに FTTH,CATV(自主放送のみ)を整備する
≪回答≫申請内容	
光ファイバの整備は、未設の辺地については通信用途・放送用途の回線・機器共に整備が可能 光ファイバの既設地域については、放送用途に必要な機器類についてのみ整備が可能 ただし、既設地域の整備については予算の関係上、優先順位が低くなる可能性がある	

Case 3

現状	要望
1市1町（A市B町）による合併した新自治体(D市)での申請 既存メディアのサービス（ADSL）がA市全エリアで提供済み B町は過疎地に指定されている B町全域が難視聴地域	全エリアに FTTH,CATV(自主放送、再送信)を整備する
≪回答≫申請内容	
光ファイバの敷設については全エリア整備可能 B町（過疎等の条件不利地域）以外の地域については予算の関係上、優先順位が低くな	

る可能性がある

Case 4

現状	要望
1市1町（A市B町）による合併した新自治体(D市)での申請 既存メディアの通信サービス（光ファイバ網の敷設）がA市の一部地域で提供済み B町は過疎地に指定されている	全エリアにFTTHを整備する
《回答》申請内容	
光ファイバの敷設については通信サービスが提供されているA市の一部地域を除く全エリアで整備が可能	

Case 5

現状	要望
1市1町（A市B町）による合併した新自治体(D市)での申請 既存メディアの通信サービス（光ファイバ網の敷設）がA市の一部地域で提供済み A市は地域イントラネット基盤整備事業で公共ネットワークを整備済み B町は過疎地に指定されている	A市で整備した地域イントラのネットワークを利用して全エリアに光ファイバを整備する
《回答》申請内容	
A市で整備した地域イントラを活用し、光ファイバによる通信サービスが提供されているA市の一部地域を除く全エリアで整備が可能 A市で整備した地域イントラの空き芯線が十分でない場合は地域イントラを活用せずに、新たに加入者用の光ファイバの整備が可能	

Case 6

現状	要望
1市2町（A市B、C町）による合併した新自治体(D市)での申請 既存メディアの通信サービス（光ファイバ網の敷設）がA市の一部地域で提供済み B町は過疎地に指定されている	整備しようとしているエリアが広く総事業費もかなり高いので複数年に分けて全市にFTTHを整備したい

<p>≪回答≫申請内容</p> <p>整備対象エリアとしては既存メディアの通信サービス（光ファイバ網の敷設）が提供されている A 市の一部地域を除く全エリア整備可能</p> <p>本交付金は複数年の整備が不可となっており、2 年目以降の整備については、別途申請が必要（2 年目以降のエリアについての採択保証は無い。）</p>
--

Case 7

<p>現状</p> <p>1 市 2 町（A 市 B、C 町）による合併した新自治体(C 市)での申請</p> <p>既存メディアのサービス（ADSL）が A 市の一部地域で提供済み</p> <p>B 町は過疎地に指定されている</p>	<p>要望</p> <p>新市が運用主体となり住民にインターネット接続サービスを提供する</p> <p>全エリアに FTTH を整備する</p> <p>総事業費が約 10 億円以上</p>
<p>≪回答≫申請内容</p> <p>整備対象エリアとしては、全エリアに光ファイバの整備が可能。ADSL であれば、A 市の一部地域以外が対象</p> <p>要望年度の予算状況にもよるが、本交付金で申請する事業費を一定額に仕分けを行い、残りを他の整備事業・単独事業で整備するよう調整が必要</p> <p>新市として通信事業者の登録が必要</p> <p>住民への費用負担の範囲。初年度整備分と追加整備分の回収方法、料金設定、住民からの申込みの受付、通信事業者への発注手順、保守など運用全般の計画に関する検討状況を確認する必要がある</p>	

Case 8

<p>現状</p> <p>1 市 2 町（A 市 B、C 町）による合併した新自治体(C 市)での申請</p> <p>既存メディアのサービス（ADSL）が A 市の一部地域で提供済み</p> <p>B 町は過疎地に指定されている</p>	<p>要望</p> <p>外郭団体が運用主体となり住民にインターネット接続サービスを提供する</p>
<p>≪回答≫申請内容</p> <p>整備対象エリアとしては、全エリアに光ファイバの整備が可能。ADSL であれば、A 市の一部地域以外が対象</p> <p>外郭団体が通信事業者として登録しているかについて確認が必要</p> <p>住民への費用負担の範囲。初年度整備分と追加整備分の回収方法、料金設定、住民から</p>	

の申込みの受付、通信事業者への発注手順、保守など運用全般の計画に関する検討状況を確認する必要がある

Case 9

現状	要望
1市2町（A市B、C町）による合併した新自治体(C市)での申請 既存メディアのサービス（ADSL）がA市の一部地域で提供済み B町は過疎地に指定されている	新市が整備したインフラを民間事業者に貸し出し民間のインターネット接続サービスを提供してもらう
《回答》申請内容	
整備対象エリアとしては、全エリアに光ファイバの整備が可能。ADSLであれば、A市の一部地域以外が対象 民間事業者へ貸し出す条件など IRU 契約の内容を貸し出す事業者と十分に検討しておく必要がある	

VII Q & A

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

- 問 1 施設の整備は、当該市町村の全域をカバーする必要があるか。
- 問 2 事業費の限度額はあるか。
- 問 3 整備期間は複数年度にまたがってよいか。
- 問 4 当該事業の実績報告前に工事が完了した地域から順次サービスを開始することは可能か。
- 問 5 サーバ・ルータ等を整備事業者のセンター施設内に置くのではなく保守契約をした事業者の施設に置くのは可能か（サーバ等は整備事業者に所有権があるものとする）。
- 問 6 「撤去費」はどのようなものが交付対象となるのか。
- 問 7 交付金で整備する施設・設備について、費用の一部を受益者に負担させている場合、その部分は交付対象となるのか。
- 問 8 予備の機器は交付対象となるのか。
- 問 9 単独事業や他国庫補助事業等との共用部分の費用按分の考え方はどうなっているのか？
- 問 10 光ファイバ等敷設に係る他事業との費用の按分の方法はどうするのか。
- 問 11 整備事業を審査する上で把握が必要な「一体施工工事」の範囲は何か。
- 問 12 他事業との費用按分は積算が複雑になってしまうので、按分以外の簡易な方法はないのか。
- 問 13 STB、FWA用加入者ユニット、ONU等各家庭に設置される端末は交付の対象となるか。
- 問 14 アナログ放送対応機器は交付対象となるのか。
- 問 15 地方公共団体が住民用の衛星通信個別受信アンテナ等の設備を整備する場合、交付対象となるか。
- 問 16 取材等に使用する車両は交付対象となるのか。
- 問 17 取材用のカメラやモバイル端末など持ち運びできる機器は交付対象となるのか。
- 問 18 附帯メニューのみの整備は認められるのか。
- 問 19 Ⅱ 4 の別紙 1-1 「光ファイバケーブルの整備（使用）計画について」における既製品を使用した結果余剰が生じる場合等には「使用」とカウント可能とは具体的にどういうことか。

(「Ⅲ. 交付決定後について」関係)

- 問 20 IRU契約により、サービス提供を「整備事業を実施する地方公共団体以外の電気通信事業者」に行わせる場合、IRU契約先の選定は、交付決定前に行う事は可能か。
- 問 21 整備事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は整備事業の遂行が困難となった場合、どのような手続きが必要か。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問1 施設の整備は、当該市町村の全域をカバーする事が必要か。

(答)

基本的には当該市町村の全域をカバーすることが望ましいが、将来的な全域サービスの実現に向けて段階的に整備を進めることは差し支えない。

ただし、整備事業により整備した施設は、原則として整備した年度の翌年度内に供用されるべきものであるため、整備後、施設が長期にわたって供用されないこと¹がないよう、注意すること。

なお、光ファイバについては供用開始時期が明確なものについては、整備完了の翌年度内に供用されないものであっても整備事業により整備することが可能（考え方については、Ⅱ 4別紙1を参照）。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問2 事業費の限度額はあるか。

(答)

限度額は設定されていない。要望調査の段階で、事業計画の熟度等を考慮し、必要があれば査定を行うこととなる。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問3 整備期間は複数年度にまたがってよいか。

(答)

整備期間が複数年度にわたることは差し支えない。ただし、本事業については、複数年度事業分を併せて国庫債務負担行為を行うのではなく単年度毎に予算措置を講ずるため、整備期間が複数年度にわたる場合、交付金の交付申請の手続きについても年度毎に行う必要がある。但し、翌年以降、交付金予算の状況により、必ず翌年度も採択されるという保証はない。

【更問1】 整備期間が複数年度にわたる場合に、初年度に設計及び用地の取得のみを行うことは差し支えないか

(答)

本事業は施設整備にかかる交付金であり、設計及び用地の取得のみに係る交付はできない。初年度において施設整備に係る工事に着工するとともに当該年度内に事業が完了していることが必要。

¹ 例えば、全域整備が終わった時点でサービスを行うため、先の年度で整備事業により整備した施設がサービス提供開始時点まで長期（整備事業完了の翌年度を超過した期間）にわたって供用されない場合等。

【更問2】 事業費が大規模になるため、単独事業と併せて行いたい、その際の方策は何か。

(答)

ある程度の大規模事業であれば、以下の三つの方策が考えられる。

- (1) 事業をいくつかのエリアにわけて実施する方法
- (2) 全域を一体整備を行い、交付額の範囲に合うように按分を行う方法
- (3) エリア分けしたものを、工期分けし複数年度で実施する方法（但し、翌年以降、交付金予算の状況により、必ず翌年度も採択されるという保証はない。）

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問4 当該事業の実績報告前に工事が完了した地域から順次サービスを開始することは可能か。

(答)

交付要綱では特段制限は設けていないので可能である。但し、サービス開始にあたっての地元住民等との調整や電気通信事業法や有線テレビジョン放送法等の業務開始上の手続き等には留意すること。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問5 サーバ・ルータ等を整備事業者のセンター施設内に置くのではなく、保守契約をした事業者の施設に置くのは可能か(サーバ等は整備事業者に所有権があるものとする)。

(類問)

事業整備エリア以外に設備等を設置することは可能か？

(答)

認められる。(当該機器については、交付事業で取得したものとわかるようにし、事業主体が交付の目的どおりに事業に供されているか、責任を持って管理・確認することが必要。)

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問6 「撤去費」はどういうものが交付対象となるのか。

(答)

1. 撤去費については、既存建物を撤去しなければ、施設の新増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合、交付金の対象とする。跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一体として実施するものでない解体工事については交付金の対象とならない。

(例)

- 1) ケーブル関係：新たに敷設するケーブルと既設ケーブルが同一ルート上にある場合における既設ケーブルの撤去費用
- ・撤去する既設ケーブルについては、自主許可・共聴施設等を問わない。

- ・撤去するケーブルと新規敷設のケーブルが、同一ルート上に無い場合については、交付対象外とする。
- 2) センター施設等の改修関係：交付対象事業で改修する部屋等における既存の壁・床等の撤去費用
- 3) 1)、2)により発生する廃材・産業廃棄物等の処分費

2. 以下の費用については、施設・設備の改修費用に該当するため、撤去費用ではなく、通常の工事費とする。

(例)

- 1) 広帯域化等に伴うアンプの交換費用等
- 2) 既設ラッシング、ハンガー等を一度取り外し、新たにケーブルを追加して、再度、一束化を行う場合の工事費用等
- 3) アスファルトの掘削・埋め戻し費用等
- 4) 電柱改修費用等

【更問1】 撤去する施設の所有者と交付金事業の事業主体が異なる場合であっても、当該施設の撤去費は認められるのか。

(答)

原則認められない。例えば、電柱共架の場合、契約解除時のケーブル等の撤去は敷設者の責任においてなされることが一般的であり、撤去費については敷設者が負担すべきものである。敷設者が負担すべき撤去費を交付金で負担することは、本来負担しなくても良い費用を負担していることになり、交付金の対象事業として認めることには疑義が残る。また、自営柱に添架されている場合についても、施設の所有者の負担において撤去すべきものであると考えられるので同様である。

したがって、撤去費が認められるのは、自前の施設・設備を撤去する場合である。

ただし、本来敷設者が負担すべき撤去費を交付金で負担することが、地域情報化の進展や情報格差の是正に資するなど地域の特性に応じた特別な事情があれば、この限りではない。

【更問2】 撤去費は「既存建物を撤去しなければ、施設の新増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合」について認めるとあるが、例えばケーブルを張り替える際、事前に施設を撤去すると加入者がこの間放送や通信サービスが受けられないなど不利益を被るため、新しいケーブルを敷設後、不要となったケーブルを撤去する場合について認められないか。

(答)

認められる。ただし、放送・通信サービスが停止するなど利用者に著しく不利益が生じる場合に限る。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問7 交付金で整備する施設・設備について、費用の一部を受益者に負担させることは可能か。

(答)

交付裏に対する都道府県等の上乗せ交付同様、当交付金では原則認められるものと判断される。ただし、当然のことながら、例えば設置費用の全額を受益者に負担させ、なおかつ交付金をもらうことはできない。交付対象経費の範囲は、受益者負担が事業費の2/3 (=事業費1 - 交付率1/3) を超過する場合、事業費から当該受益者負担額を減額した額とする。

【具体例】

引込み線を整備するケース (事業費 90,000 円)

(事例1) 認められる

交付金 (1/3) 30,000 円	事業者負担 (1/3) 30,000 円	受益者負担 (1/3) 30,000 円
		← 交付裏 →

(事例2) 認められない

交付金 (1/3) 30,000 円	← 交付裏 → 60,000 円
← 受益者負担 (90,000 円) →	

※ (事例2) の場合、受益者が事業費と同額の 90,000 円を負担しているため、交付金を 30,000 円交付した場合、整備事業者は 90,000 円と 30,000 円の合計額 120,000 円の収入が生じ²、事業費 90,000 円を超えるため、交付金の交付対象外となる。

(事例3) 認められる

交付金 15,000 円	交付裏 30,000 円	交付対象外経費 45,000 円
← 受益者負担 (75,000 円) →		

※ (事例3) の場合、事業費に交付率 1/3 を乗じた場合、30,000 円となり、受益者負担額が負担している 75,000 円と合算した場合、105,000 円となり、事業費を超過する。したがって、交付対象費用は、交付金を 15,000 円とした場合、その3倍の 45,000 円までが、交付金の対象経費となる。

² 最終的には、「120,000 円 (合計額) - 90,000 円 (事業費) = 30,000 円」が事業者の収入となる。

（「Ⅱ． 交付申請事務マニュアル」関係）

問 8 予備の機器は交付対象となるのか。

（答）

災害等による断線や停波などに対応するために必要性が認められる場合で、緊急時に自動的に切り替えられる（所謂ホットスタンバイ）仕組みとなっている場合は交付対象となる。但し、基本設備以外に余分（補完的）に用意する機器及び施設故障対応用に保管しておく予備基板等は事業完了後翌年度以内に供用されない設備なので原則交付対象外である。

【更問】

ループ化又は2ルート化する場合の非常用のケーブルは交付対象となるのか。

（答）

対象となる。なぜならば、ループ化されたネットワークは現用と非常用のケーブル双方が合わさって供用されているからであり、また、ネットワークの信頼性確保に必要だからである。（ループ化、2ルート化する場合においては、現用に障害が発生した場合、自動的に切り替えることが可能な信頼性の高いものを整備すること。）

（「Ⅱ． 交付申請事務マニュアル」関係）

問 9 単独事業や他国庫補助事業等との共用部分の費用按分の考え方はどうなっているのか？

（答）

事業主体が実施しようとしている事業の遂行に必要最小限であると認められるものは、施設・設備全体を交付金の交付対象とすることができるが、目的を異にする事業³と共用する施設・設備については、比例按分（例：面積按分等）の合理的な方法で按分すること。
※ 他事業との共有部分が多く、按分計算が複雑になる場合は、経理上の区分の明確化の観点から、共有部分全体を交付金の交付対象から外すことが望ましい。

³ 例えば、ラックであれば、役所内部の電算用のPCを配置したり、センター施設であれば、図書館を併設したり、社員食堂を整備したりするなど、整備の目的が地域情報化と相違する場合。

【事例】 センター施設を図書館など別目的の施設と一体的に施工する場合、面積按分を採用した場合。

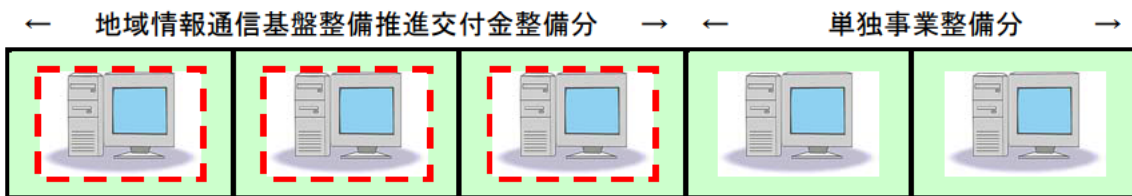
(例：〇〇市多目的施設)

〇〇市センター施設 (A) ※整備事業部分	〇〇市図書館 (B) 共用部分 (C)
--------------------------	------------------------

(答)

整備事業の専有面積 (A) と他施設 (ここでは図書館) の専有面積 (B) により、建物工事の出来高を按分する。共有部分 (C) については、(A) と (B) の面積の比率で按分する。

【事例】 既存のパソコンと交付事業で整備するパソコンの双方を収容するラックを整備する場合。



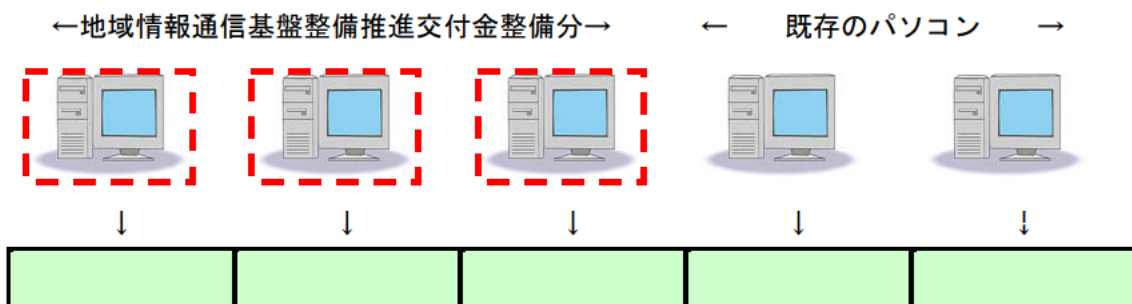
(答)

当該ラック全体を交付金の交付対象とすることは可能である。但し交付金の目的である地域の情報格差の是正とは明らかに目的の異なる事業と共有する場合は、占有面積等で比例按分すること。

(理由)

当該ラックは、当該事業の遂行に必要なものであると認められるため。

【事例】 既存のパソコン (ラックに未収納) 分も併せてラックを整備する場合。



(答)

当該ラック全体を交付金の交付対象とすることは可能である。但し、農業振興のための事業等、交付金の目的である地域の情報格差の是正とは明らかに目的の異なる事業と共有する場合は、占有面積等で按分すること。

(理由)

当該ラックは、当該事業の遂行に必要なものであると認められるため。

【事例】 交付金でパソコンを整備するに当たり、既存のラック（既存のパソコンを収納）も併せて新しいものに代えようとする場合。

事業実施前



事業実施後



(答)

既存パソコンを収容する部分については原則交付対象外であり、按分が必要。

(理由)

既存のパソコンの収容分についてはすでに確保されているにも関わらず、新たに交付金で当該部分まで負担するという合理的理由がないため（交付金に便乗し、本来不要なものまで計上されることを防ぐため）。但し、特段の理由⁴がある場合は個別に相談願いたい。

⁴ 既製品の方が安い、すでに使用しているラックが老朽化して今後の業務に支障が出るなど止むを得ない理由。

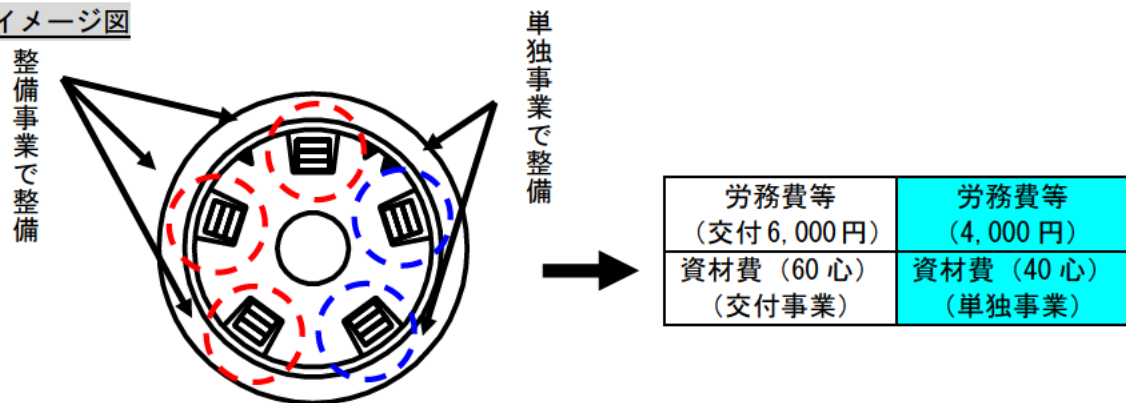
（「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係）

問10 光ファイバ等敷設に係る他事業との費用の按分の方法はどうするのか。

（答）

資材費（光ケーブル）、雑材料、労務費、諸経費等について、心数比により按分することとする。例えば、100心のケーブルを敷設するとして、交付事業で敷設するものが60心、単独事業で敷設するものが40心であった場合、資材費（光ケーブル）の心数比でそれぞれの費用を按分することとする。なお、数量や部材単価が個々に示せない工事費（諸経費等）や雑材料費については、整備事業利用心線数と他事業の利用心線数の距離換算した合計値の比率（心線全体の按分比率）により交付対象経費を算出する。

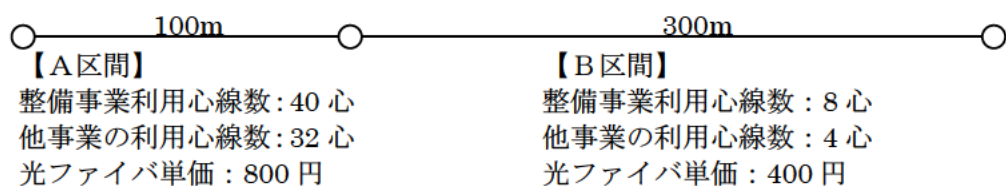
イメージ図



【光ファイバの部材費の按分方法】

光ファイバの部材費については、区間毎に整備事業利用心線数と他事業の利用心線数の比率から按分距離に換算し、光ファイバの単価（/m）を乗じて交付対象経費を算出する。

$$\text{交付対象経費} = \frac{\text{整備事業利用心線数}}{\text{整備事業利用心線数} + \text{他事業の利用心線数}} \times \text{距離} \times \text{光ファイバ単価}$$



● A区間交付対象経費 = $\frac{40 \text{ 心}}{40 \text{ 心} + 32 \text{ 心}} \times 100\text{m} \times 800 \text{ 円} = 44,444 \text{ 円}$

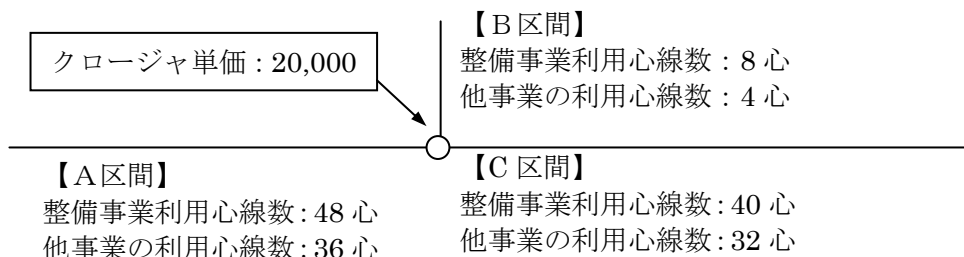
● B区間交付対象経費 = $\frac{8 \text{ 心}}{8 \text{ 心} + 4 \text{ 心}} \times 300\text{m} \times 400 \text{ 円} = 80,000 \text{ 円}$

※規格統一等により結果的余剰心が発生した場合も、当該余剰心は共用部分とし、上記按分比率により算出する。

【光ファイバ以外の部材費の按分方法】

光ファイバ以外の部材費（例えばクロージャ）については、整備事業の利用心線数と他事業の利用心線数により部材単価を按分し、交付対象経費を算出する。

$$\text{交付対象経費} = \frac{\text{整備事業利用心線数}}{\text{整備事業利用心線数} + \text{他事業の利用心線数}} \times \text{部材単価 (円/m)}$$



$$\bullet \text{クロージャ交付対象経費} = \frac{48 \text{心}}{48 \text{心} + 36 \text{心}} \times 20,000 \text{円} = 11,428 \text{円}$$

※規格統一等により結果的余剰心が発生した場合も、当該余剰心は共用部分とし、上記按分比率により算出する。

【工事費（共通経費も含む）の按分方法】

光ファイバの敷設工事など、区間毎に整備事業利用心線数と他事業の利用心線数の比率が異なり、それぞれの区間の工事費を明確に示せない場合は、光ファイバの敷設工事等の全体経費を、①-(ア)で示した整備事業利用心線数と他事業の利用心線数の距離換算した合計値の比率（心線全体の按分比率）で按分し、交付対象経費を算出する。

$$\text{按分比率} = \frac{\text{整備事業利用心線の距離換算値}}{\text{整備事業利用心線の距離換算値} + \text{他事業の利用心線の距離換算値}}$$

$$\text{交付対象経費} = \text{光ファイバの敷設工事費等} \times \text{按分比率}$$



光ファイバ敷設工事費合計：1,000,000円

$$\bullet \text{整備事業距離換算値} = \frac{40 \text{心}}{40 \text{心} + 32 \text{心}} \times 100\text{m} + \frac{8 \text{心}}{8 \text{心} + 4 \text{心}} \times 300\text{m} = 255.6\text{m}$$

$$\bullet \text{他の事業距離換算値} = \frac{32 \text{心}}{40 \text{心} + 32 \text{心}} \times 100\text{m} + \frac{4 \text{心}}{8 \text{心} + 4 \text{心}} \times 300\text{m} = 144.4\text{m}$$

$$\bullet \text{按分比率} = \frac{255.6\text{m}}{255.6\text{m} + 144.4\text{m}} = 0.639$$

$$\bullet \text{交付対象経費} = 1,000,000 \text{円} \times 0.639 = 639,000 \text{円}$$

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問11 整備事業と併せて把握すべき「一体施工工事（交付対象外部分）」の範囲は何か？

(答)

一体施工工事の定義として「交付対象工事と関連性のある工事をいい、原則として、交付事業の施工業者と同一の業者が同一時期に同一場所で施工する工事をいう」である。

【更問】

出精値引きの取扱いについて

(答)

値引きについて一体施工工事のみ優遇した場合、整備事業の負担が過度に多くなるため、値引きについても按分すること。実績報告の際には、請求総括表又は内訳書に出精値引きを項立て計上すること。

- ① 支出項目毎（契約単位）で値引きされている場合は、その項目に占める整備事業交付対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。
- ② 事業全体の経費から値引きされている場合は、全体事業費に占める整備事業交付対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。

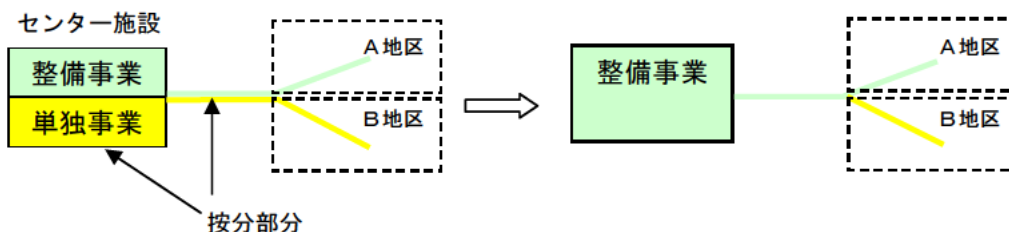
問12 他事業との費用按分は積算が複雑になってしまうので、按分以外の簡易な方法はないのか。

(答)

他事業との費用按分が必要となる事例としては、一つの施設や設備を他事業と一体的に整備する場合である。しかし、施設や設備の整備を物理的、面的に区分けすることで按分を回避することも可能。方法については、随時総務省へ相談願いたい。

【例1：センター施設と線路設備を敷設（A地区とB地区に整備）する場合】

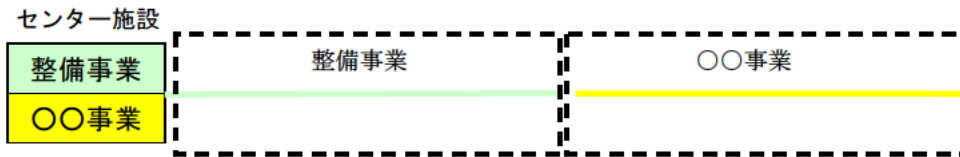
→一体的に実施する事業が、整備事業と同目的の事業であれば、費用区分を工区割りとし、共通部分（センター施設や幹線部分）はどちらかの事業で全額負担する。



【例2：センター施設と線路設備を敷設（A地区とB地区に整備）する場合】

→一体的に実施する事業が、整備事業と目的が異なる場合（例えば、農業振興地域のみを整備対象としている施策や特定の施設・設備のみを補助対象としている補助金等）は、単純な工区割りや事業費をどちらかの事業に寄せるということではできないため、

原則按分で対応することになるが、工区などで切り分けができる場合もある。以下の図では、センター施設については、芯数や対象世帯数等で費用按分をし、線路設備については、エリアで区分する。



(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 1 3 STB、FWA用加入者ユニット、ONU等、各家庭に設置される端末は交付の対象となるか。

(答)

各家庭に設置される端末も交付対象となる。但し、整備事業者以外の所有となるものについては交付の対象とはならないので注意すること。交付対象として疑義がある場合は事前に相談されたい。また、宅内端末については、制度上は交付対象として扱いますが、予算の状況に応じて査定される可能性が高いことを留意すること。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 1 4 アナログ放送対応機器は交付対象となるのか？

(答)

2011年7月にアナログ放送が終了するので、ヘッドエンド設備等については、財産処分制限期間を考慮し、アナログ放送終了後に使用できなくなる設備については、交付対象外とする。

なお、BS、CS、FM放送の再送信に係る設備費（アナログ放送終了後に使用できなくなる設備を除く。）は交付対象となるが、再送信に係る放送事業者の同意を得られるものに限る。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 1 5 地方公共団体が住民用の衛星通信個別受信アンテナ等の設備を整備する場合、交付対象となるか。

(答)

交付対象となる。世帯単位も含め様々な形態での衛星通信用の送受信設備を整備する地方公共団体に対して支援を行うことが可能（交付要綱第4条の別表（1）施設・設備費の「ア（イ）衛星地球局」に該当）。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 16 取材等に使用する車両は交付対象となるのか。

(答)

対象とはならない。

(理由)

交付要綱第4条別表の経費に該当しないため。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 17 取材用のカメラやモバイル端末など持ち運びできる機器は交付対象となるのか。

(答)

専ら外部に持ち出して使用する機器については交付対象とはならない。但し、交付要綱の本体メニュー、付帯メニューの施設・設備と一体的に整備され、使用されるものについては、それぞれの本体メニュー、付帯メニューの中の一部ということで交付対象として認められる。

(認められる例)

- ・スタジオ施設として整備し使用されるスタジオカメラ、デジタルディスクレコーダ 等

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 18 付帯メニューのみの整備は認められるのか。

(答)

交付金の目的が達成される限り認められる。

付帯メニューとは、本体メニューの施設又は設備に付随して効用を発揮する施設又は設備の設置に要する費用である。したがって、付帯メニュー単体では、交付金の目的は達成できるものではない。(例えば、センター施設だけを整備しても、それ単体では地域の情報化に資さない。)

但し、既存の施設・設備の改修、本体メニューに相当する既存インフラの活用等によって、結果として交付金の対象となるものが付帯メニューのみになる場合にはこの限りではない。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 19 Ⅱ4の別紙1-1「光ファイバケーブルの整備(使用)計画について」における既製品を使用した結果余剰が生じる場合等には「使用」とカウント可能とは具体的にどのようなことか。

(答)

具体的については以下のとおり。

例1：必要芯数は90芯必要だが、90芯のケーブルを特注で購入するとコストがかかるため、既製品100芯のケーブルを購入する場合。この場合は、90芯と10芯で費用按分

する必要はない。

例2：2箇所のノードに1Tずつ接続するとき（必要芯数は2芯）、既製品のケーブルが1T4芯の形式であるため、2T用意しなくてはならない場合。

（「Ⅲ. 交付決定後について」関係）

問20 IRU契約により、「整備事業を実施する地方公共団体以外の電気通信事業者」にサービス提供を行わせる場合、契約先はいつ頃決定すればよいか。

（答）

交付決定前までに、契約先の事業者が決定していることが望ましい。

（「Ⅲ. 交付決定後について」関係）

問21 整備事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は整備事業の遂行が困難となった場合、どのような手続きが必要か。

（答）

- ① 事前に事故報告が必要であり、早めに報告・相談を行うこと。
- ② 繰越は、整備主体の責に帰さない不可抗力の理由等がなければ原則不可。
- ③ 繰越を行うことになる場合でも、年度終了時に年度終了実績報告書の提出が必要。
- ④ 事故報告に記載した工事完了予定日に間に合わない場合は、再度事故報告が必要。

付録 交付要綱様式記載例

様式第1号（第6条関係）

番 号
年 月 日

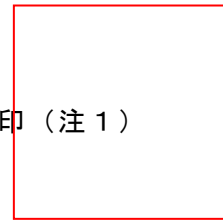
総務大臣 ○○ ○○（※） 殿

※申請時現在でお願いします。

市町村長

総務 太郎

印（注1）



平成 年度地域情報通信基盤整備推進交付金交付申請書

平成 年度地域情報通信基盤整備推進交付金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表

市町村長

印

」

と記載すること。

記

1 整備事業の目的

○○県○○郡○○町にケーブルテレビ施設を整備することで、地上放送の難視聴解消、BSデジタル放送等の多チャンネルサービス、ケーブルインターネット接続サービスの提供により、地域間の情報格差の是正と地域の活性化を図る。また、住民のニーズに即したコミュニティチャンネルや行政チャンネルを提供することにより、地域の一体化を促進する。

2 交付を受けようとする交付金の額 金 ○○, ○○○千円

（注2）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

交付金所要額－消費税仕入控除税額＝交付金額

3 整備事業の概要

別紙1の1（事業を行う者が、特定市町村の場合）

別紙1の2（事業を行う者が、第三セクター法人の場合）

※どちらか該当する方を■で塗りつぶして下さい。

付録 交付要綱様式記載例

4 添付資料

(1) 市町村の当該整備事業に関する規程又は要綱（既に提出されたものと同一の場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。）

※添付する規程又は要綱は、整備事業を第三セクター法人が行う場合に当該法人への補助金の支出について定めるものに関し、特定市町村が整備事業を行う際は提出は不要とする。

(2) 整備事業に要する経費の見積書（注3）

(3) 整備事業を市町村の連携主体が行うものについては、

- ① 当該整備事業を行う市町村の連携主体を構成する全市町村を列記したもの
- ② 本様式に従って交付申請書を提出する市町村が、当該整備事業を行う市町村の連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注4）

(4) 工事概要書 別紙2のとおり。

（注3）第三セクター法人が整備事業を行う場合には整備事業者である市町村に提出されたものの写し。

（注4）連携主体を構成するすべての市町村が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。

付録 交付要綱様式記載例

別紙 1 の 1 (様式第 1 号関係)

整備事業の概要

市町村名 代表者氏名 (注 1)	(注 1) ○○町 町長 総務 太郎
施設の設置場所	1. 線路設備 ○○町○△、×○、□△ 2. センター施設 ○○町○△ 1-2 (○○町役場) ※要綱に定める「本体メニュー」「附帯メニュー」の内容を記載。
着工予定日	交付決定後速やかに着工予定
完了予定日	平成○○年○月○○日 ※市町村が工事完了検査を行い、適正と確認を行う予定の時期を記載すること。

事業の目的	(注 2) ケーブルテレビ施設を整備することで、地上放送の難視聴地域の解消、BS デジタル放送等の多チャンネルサービス、ケーブルインターネット接続サービスの提供により、地域間の情報格差の是正と地域の活性化を図る。また、住民のニーズに即したコミュニティチャンネルや行政チャンネルを提供することにより、当該地域の一体化を促進する。
事業の概要 (注 2)	○○町全域 (もしくは○△地区) において、FTTH方式のケーブルテレビ施設を整備し、デジタル放送サービスとケーブルインターネットが利用できる環境を整備する。

※「事業目的」と「事業の概要」はまとめた記載も可。

※本体メニュー、附帯メニューで整備する内容及びサービス提供内容について具体的に記載すること。

付録 交付要綱様式記載例

(千円)

地域情報通信基盤整備推進交付金申請額		事業費	
事業費×交付率			
区分	本体メニュー費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	附帯メニュー費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
合計		〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

備考(注3)

(注1) 地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表

市町村長

」

と記載すること。

(注2) 整備事業を市町村の連携主体が行う場合は、複数の市町村にまたがる区域で、かつ、第3条第2項各号に掲げる地域を含む地域において施設及び設備の設置の事業であることが分かるようなネットワークの概要図(※)を付する。

(注3) 整備事業を市町村の連携主体が行う場合は、本申請書に係る地域情報通信基盤整備推進交付金申請額を除いた事業費についての、当該整備事業を行う市町村の連携主体を構成する各市町村ごとの負担額を記載する。

(※) 実施マニュアルⅡの2の「(3) 交付対象地域の事例」(P8)を参考に作成してください。

付録 交付要綱様式記載例

別紙1の2（様式第1号関係）

整備事業の概要

第三セクター法人名 代表者氏名	株式会社〇〇ケーブルテレビ 代表取締役社長 情報 太郎
施設の設置場所	1. センター装置 〇〇町〇△1-2（〇〇ケーブルテレビ本社） 2. 線路設備 〇〇町〇△、×〇、□△ ※要綱に定める「本体メニュー」「附帯メニュー」の内容を記載。
着工予定日	交付決定後速やかに着工予定
完了予定日	平成〇〇年〇月〇〇日 ※完了予定日は、第3セクターの工事完了予定日ではなく、市町村から第3セクターに補助金が支払われる予定の時期を記載のこと。

事業の目的	ケーブルテレビ施設を整備することで、地上放送の難視聴解消、BSデジタル放送等の多チャンネルサービス、ケーブルインターネット接続サービスの提供により、地域間の情報格差の是正と地域の活性化を図る。また、住民のニーズに即したコミュニティチャンネルや行政チャンネルを提供することにより、当該地域の一体化を促進する。
事業の概要	〇〇町全域（もしくは〇△地区）において、FTTH方式のケーブルテレビ施設を整備し、デジタル放送サービスとケーブルインターネットが利用できる環境を整備する。

※「事業目的」と「事業の概要」はまとめた記載も可。

（千円）

地域情報通信基盤整備推進交付金 申請額 (①+②) × 交付率		事業費 ①+②	財源内訳		
			市町村補助金①	第三セクター法人の負担額②	
区分	本体メニュー費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	附帯メニュー費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
合計		〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

備考

付録 交付要綱様式記載例



付録 交付要綱様式記載例

別紙2 (様式第1号関係)

工事概要書

(株)〇〇工業

交付 一郎

印 (注1)

1 設置場所

ヘッドエンド装置 〇〇町〇△1-2 (〇〇町役場)

線路設備 〇〇町〇△、×〇、□△

※要綱に定める「本体メニュー」「附帯メニュー」の内容を記載。

2 施設の内容

(1) 延べ床面積 〇〇〇. 〇㎡ (注2)

(2) 設置される施設の概要

(例)

ヘッドエンド装置の整備

線路設備 (光幹線、分配線及び引き込み線) の整備

※要綱に定める「本体メニュー」「附帯メニュー」の内容を記載。

3 事業の着手及び完了の時期

(1) 着手 (予定) 年月日 平成〇〇年〇月〇〇日

(2) 完了 (予定) 年月日 平成〇〇年〇月〇〇日

※「(2)完了 (予定) 年月日」は工事の完了日 (市町村案件は、申請書別紙1の1 (様式第1号関係) 「整備事業の概要」に記載した完了予定日、第3セクター案件は、第3セクターの工事完了予定日)

4 資金計画

(千円)

収入		支出 (事業費)	
財源内訳		区分	
交付金	交付 (予定) 額	本体メニュー費	〇〇, 〇〇〇
	〇〇, 〇〇〇		
事業を行う者の負担額	予算額	附帯メニュー費	〇〇, 〇〇〇
借入金	〇〇, 〇〇〇		
事業者等の負担金	〇〇, 〇〇〇		

付録 交付要綱様式記載例

その他（ （注3）	〇〇, 〇〇〇		
小 計	〇〇, 〇〇〇		
合 計	〇〇, 〇〇〇	合 計	〇〇, 〇〇〇

5 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）（注2）

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

と記載すること。

（注2）施設の整備又は改修を行わない場合には、延べ床面積の記入及び設計の概要図の添付を要しない。

（注3）財源の内容（※）を記入する。

※地方財政措置（過疎債、地域活性化債等）、都道府県等補助金等を記載

付録 交付要綱様式記載例

様式第2号（第9条第1項関係）

番 号
年 月 日

市町村長（注） **総務 太郎** 殿

総務大臣 印

平成 年度地域情報通信基盤整備推進交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度地域情報通信基盤整備推進交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 ）」
と記載すること。

記

- 1 交付金の交付の対象となる事業の内容は、
 申請書に記載されたとおりとする。
 一部修正の上、別紙1の1又は別紙1の2のいずれかのおりとする。
 別紙1の1（事業を行う者が、特定市町村の場合）※
 別紙1の2（事業を行う者が、第三セクター法人の場合）※

※どちらか該当する方を■で塗りつぶして下さい。

- 2 交付金の交付決定額は、金 **〇〇, 〇〇〇** 千円とする。

付録 交付要綱様式記載例

3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

区 分	交付決定額
本体メニュー費	〇〇, 〇〇〇
附帯メニュー費	〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇

4 交付金の交付条件

整備事業を行う者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府令・郵政省令・自治省令第6号）並びに地域情報通信基盤整備推進交付金交付要綱の規定に従わなければならない。

付録 交付要綱様式記載例

別紙 1 の 1 (様式第 2 号関係)

整備事業の概要

市町村名 代表者氏名 (注)	(注) ○○町 町長 総務 太郎
施設の設置場所	1. センター装置 ○○町○△ 1-2 (○○町役場) 2. 線路設備 ○○町○△、×○、□△ ※要綱に定める「本体メニュー」「付帯メニュー」の内容を記載。
着工予定日	交付決定後速やかに着工予定
完了予定日	平成○○年○月○○日

事業の目的	ケーブルテレビ施設を整備することで、地上放送の難視聴地域の解消、BSデジタル放送等の多チャンネルサービス、ケーブルインターネット接続サービスの提供により、地域間の情報格差の是正と地域の活性化を図る。また、住民のニーズに即したコミュニティチャンネルや行政チャンネルを提供することにより、当該地域の一体化を促進する。
事業の概要	○○町全域（もしくは○△地区）において、FTTH方式のケーブルテレビ施設を整備し、アナログ・デジタル放送サービスとケーブルインターネットが利用できる環境を整備する。

(千円)

地域情報通信基盤整備推進		事業費	
交付金申請額			
事業費×交付率			
区分	本体メニュー費	○○, 〇〇〇	○○, 〇〇〇
	付帯メニュー費	○○, 〇〇〇	○○, 〇〇〇
合計		○○, 〇〇〇	○○, 〇〇〇

付録 交付要綱様式記載例

備 考

(注) 地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長」
と記載すること。

付録 交付要綱様式記載例

別紙 1 の 2 (様式第 2 号関係)

整備事業の概要

第三セクター法人名 代表者氏名	株式会社〇〇ケーブルテレビ 代表取締役社長 総務 太郎
施設の設置場所	1. センター装置 〇〇町〇△ 1-2 (〇〇ケーブルテレビ本社) 2. 線路設備 〇〇町〇△、×〇、□△ ※要綱に定める「本体メニュー」「付帯メニュー」の内容を記載。
着工予定日	交付決定後速やかに着工予定
完了予定日	平成〇〇年〇月〇〇日

事業の目的	〇〇県〇〇郡〇〇町にケーブルテレビ施設を整備することで、地上放送の難視聴地域の解消、BSデジタル放送の対応した多チャンネルサービス、ケーブルインターネット接続サービスの提供により、地域間の情報格差の是正と地域の活性化を図る。また、住民のニーズに即したコミュニティチャンネルや行政チャンネルを提供することにより、当該地域の一体化を促進する。
事業の概要	〇〇県〇〇郡〇〇町全域（もしくは〇△地区）において、FTTH方式のケーブルテレビ施設を整備し、アナログ・デジタル放送サービスとケーブルインターネットが利用できる環境を整備する。

(千円)

地域情報通信基盤整備推進 交付金申請額 (①+②) × 交付率		事業費 ①+②		財 源 内 訳	
				市町村補助金①	第三セクター法人の負担額②
区 分	本体メニュー 費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	附帯メニュー 費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
合 計		〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇 ()	〇〇, 〇〇〇

備 考

付録 交付要綱様式記載例

様式第3号（第10条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

〇〇町長
総務 太郎 印（注1）

平成 年度地域情報通信基盤整備推進交付金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった平成 年度地域情報化基盤整備推進交付金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、同交付金 千円の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印 」
と記載すること。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由
〇〇しなければならない。	左記条件に従うことで、事業実施に困難が伴うため。

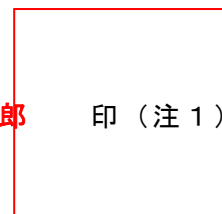
付録 交付要綱様式記載例

様式第4号（第11条第1項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

〇〇町長
総務 太郎 印（注1）



平成 年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった平成 年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業の一部を変更する必要があるため、地域情報通信基盤整備推進交付金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印 」
と記載すること。

記

1 変更事項及びその内容

（千円）

変更事項		変更前	変更後
内容	<p>・ 事業費の額の変更 ・ 事業内容の変更 のいずれか、もしくは両方を記載してください。 ※交付要綱第11条（1）及び（2）を参照。</p>	ケーブルテレビ施設整備（地上放送波等の再送信、自主放送）	ケーブルテレビ施設整備（地上放送波等の再送信、自主放送、インターネット接続サービス）
配分	本体メニュー費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	附帯メニュー費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	合計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

※交付申請書の整備事業の概要の変更点したものを記載する。

付録 交付要綱様式記載例

備考（注2）

（注2）地方公共団体の連携主体が行う場合は、本変更承認申請書に係る変更後の地域情報通信基盤整備推進交付金申請額を除いた事業費についての、当該整備事業を行う市町村の連携主体を構成する市町村ごとの負担額を記入する。

2 変更を必要とする理由

〇〇町では、町内のブロードバンド環境の整備のため、民間事業者がサービス提供を予定していたが、〇月に計画を白紙に戻すという事態となり、今後のサービスが見込まれない状況となった。そのため、町内のブロードバンドゼロ地域を解消するため、当該整備事業で整備予定のケーブルテレビ施設によるインターネット接続サービス（ケーブルインターネット）を実施することで、町内のブロードバンドゼロ地域を解消し、地域の情報格差を是正するものである。

3 変更が整備事業に及ぼす影響

ケーブルインターネット接続サービスを実施するにあたって、ネットワーク等を再設計した結果、施設・設備の額が下がったことにより、交付決定額内で実施することが可能となった。したがって、当該整備事業の実施に支障はないものである。また、ケーブルインターネット接続サービスを実施することにより、ブロードバンドゼロ地域も解消できるなど、一層の地域情報化の推進と情報格差の是正に資するものである。

4 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、交付金交付決定の通知を受けた後において、整備事業の内容を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする交付金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする交付金の額 金 〇〇, 〇〇〇 千円

交付金所要額－消費税仕入控除税額＝交付金金額

付録 交付要綱様式記載例

様式第5号（第11条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

〇〇町長
総務 太郎 印（注）

平成 年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった平成 年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業を中止（廃止）したいので、地域情報通信基盤整備推進交付金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印 」
と記載すること。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

今年（平成〇〇年）7月に発生した台風〇号により、町域全体が大被害を受け、その復興を最優先することとしたため、当該事業の年度内完了が困難となったことによる。

※中止（廃止）理由は具体的に記載してください。

2 支出額内訳

（千円）

区 分	既施工部分額	未施工部分額	合 計
本体メニュー費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
附帯メニュー費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間 平成〇〇年 1月 1日 ～ 〇〇年 2月 1日
(2) 完了予定日 平成〇〇年 3月 〇日

付録 交付要綱様式記載例

様式第6号（第12条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

〇〇町長
総務 太郎 印（注）

平成 年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった平成 年度地域情報通信基盤整備推進交付金に係る整備事業について、下記の事故が発生したので、地域情報通信基盤整備推進交付金交付要綱第12条の規定により報告します。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印 」
と記載すること。

記

1 事故の内容及びその原因

今年（平成〇〇年）10月に発生した台風〇号により、〇〇地区全域が浸水した。また、〇〇町の災害復旧作業も大幅に遅れている状況で、当初予定していた〇〇地区への幹線の敷設が〇月（工期）までに完了できなくなった。

※必要に応じ事故の内容が分かる資料を添付してください。

2 整備事業の現在の進捗状況

センター施設及び〇〇地区を除く幹線（光ケーブル）を敷設済みであるが、〇〇地区においては、水が引かず、工事着手できない状況になっている。

※必要に応じ事業の進捗状況が分かる資料を添付してください。

3 現在までに要した経費

概算払い以外は「なし」と記載してください。

4 事故に対してとった措置

〇〇町災害対策本部と調整し、災害復旧作業を〇月までに終わらせるとともに、整

付録 交付要綱様式記載例

備事業の当初計画を見直した。

- 5 整備事業の遂行及び完了の予定
平成〇〇年 3月〇〇日 完了予定

付録 交付要綱様式記載例

様式第7号（第13条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

〇〇町長
総務 太郎 印（注）

平成 年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった平成 年度地域情報通信基盤整備推進交付金に係る整備事業の実施状況について、地域情報通信基盤整備推進交付金交付要綱第13条の規定により報告します。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印 」
と記載すること。

記

整備事業状況表

（千円）

区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
本体メニュー費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇%	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
附帯メニュー費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇%	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇%	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

付録 交付要綱様式記載例

様式第8号（第14条第1項関係）（市町村用）

〇〇番〇〇〇号

平成〇〇年〇月〇日※

※工事が完了した日（竣工）以降

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

（報告時の大臣名）

〇〇町長

総務 太郎

印（注1）

平成〇〇年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で交付金の交付決定通知のあった平成〇〇年度地域情報通信基盤整備推進交付金に係る整備事業は、完了（廃止）しましたので、平成〇〇年度における実績について、地域情報通信基盤整備推進交付金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

印

」

と記載すること。

記

1 交付金の使用状況

（千円）

区 分	交付決定年月日 交付金交付額	概算払金額 （累計）	交付金交付 実績額
市町村補助金	-	-	-
うち地域情報 通信基盤整備 推進交付金充 当額	平成〇年〇月〇日 〇〇, 〇〇〇*1	-	-

*1 国の交付決定日及び交付決定額。

付録 交付要綱様式記載例

2 整備事業の実施状況（注2）

市町村名	□□県○○郡○○町
代表者氏名	○○町長 総務 太郎
施設の設置場所	1. 線路設備 ○○町○△、×○、□△ 2. センター施設 ○○町○△1-2（○○町役場） ※要綱に定める「本体メニュー」「附帯メニュー」の内容を記載
工事施工業者名	(株)○○工業 *2
着工日	平成○○年○月○日 *3
完了日	平成○○年○月○日 *4

（注2）交付金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

*2 全ての施行業者名を記載して下さい。

*3 国から市町村へ交付決定通知をした以降の日。（補助事業は、国から市町村へ交付決定通知した日以降でなければ一切工事は開始できません。交付決定通知以前に工事に着手した場合は、その工事は補助事業の対象外となりますので注意してください。）

*4 事務事業が完全に終了したとき。（補助対象工事の竣工時等。）

3 整備事業の目的・概要

事業の目的	ケーブルテレビ施設を整備することで、地上放送の難視聴地域の解消、BSデジタル放送等の多チャンネルサービス、ケーブルインターネット接続サービスの提供により、地域間の情報格差の是正と地域の活性化を図る。また、住民のニーズに即したコミュニティチャンネルや行政チャンネルを提供することにより、当該地域の一体化を促進する。
事業の概要	○○町全域（もしくは○△地区）において、FTTH方式のケーブルテレビ施設を整備し、デジタル放送サービスとケーブルインターネットが利用できる環境を整備する。

（※）事業の目的及び概要については、原則交付申請時と同様の内容を記載。変更承認申請を提出し目的及び概要が変更されている場合は、承認後の内容を記載して下さい。承認されていない計画変更は認められません。

4 整備事業収支総括表

付録 交付要綱様式記載例

(円)

収 入			
交 付 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
	平成〇年〇月〇日 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (平成〇年〇月〇日)*5 (〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇)	—	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇
市町村の負担額	予 算 額	—	実 績 額
借 入 金	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇
事業者等の負担金	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇
その他 () (注3)	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇
小 計	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇

(円)

支 出		
区 分	予 算 額	実 績 額 (支出額合計)
本体メニュー費	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)	〇〇, 〇〇〇
附帯メニュー費	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)	〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)	〇〇, 〇〇〇

(注3) 財源の内容を記入する。(※地方財政措置(過疎債、地域活性化債等)、都道府県等補助金等を記載)

*5 変更承認されて事業費等に変更がある場合は、括弧書きで追記してください。(支出区分でも同様に記載してください。)

- 5 交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする交付金

付録 交付要綱様式記載例

の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする交付金の額 金 ○○, ○○○千円

交付金所要額－消費税仕入控除税額＝交付金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

付録 交付要綱様式記載例

様式第8号の2（第14条第1項関係）（第3セクター用）

〇〇番〇〇〇号

平成〇〇年〇月〇日※

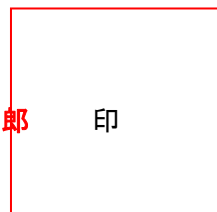
※ 補助事業が完了した日以降
（市町村が第3セクター補助金交付後）

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

（提出時の大臣名）

〇〇町長

総務 太郎 印



平成〇〇年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で交付金の交付決定通知のあった平成〇〇年度地域情報通信基盤整備推進交付金に係る整備事業は、完了（廃止）しましたので、平成〇〇年度における実績について、地域情報通信基盤整備推進交付金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付金の使用状況

（千円）

区 分	交付決定年月日 交付金交付額	概算払金額 （累計）	交付金交付 実績額
市町村補助金	平成〇年〇月〇日 〇〇, 〇〇〇*1	—	〇〇, 〇〇〇
うち地域情報 通信基盤整備 推進交付金充 当額	平成〇年〇月〇日 〇〇, 〇〇〇*2	—	—

*1 市町村の随伴補助がある場合は、交付金の額＋市町村補助金の額
随伴補助が無い場合は交付金の交付決定額。

*2 国の交付決定日及び交付金の額を記載してください。

2 整備事業の実施状況（注）

第三セクター法人名	株式会社〇〇ケーブルテレビ
代表者氏名	代表取締役社長 総務 太郎
施設の設置場所	1. センター装置

付録 交付要綱様式記載例

	<p>〇〇町〇△ 1-2 (〇〇ケーブルテレビ本社)</p> <p>2. 線路設備</p> <p>〇〇町〇△、×〇、□△</p> <p>※要綱に定める「本体メニュー」「附帯メニュー」の内容を記載。</p>
工事施工業者名	(株)〇〇工業 *4
着工日	平成〇〇年〇月〇日 *5
完了日	平成〇〇年〇月〇日 *6

(注) 交付金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

*4 全ての施行業者名を記載して下さい。

*5 市町村から事業者へ交付決定通知をした以降の日。(補助事業は、国の交付決定に基づき、市町村が事業者へ決定通知した日以降でなければ一切工事は開始できません。決定通知日以前に工事に着手した場合は、その工事は補助事業の対象外となりますので、注意して下さい。)

*6 工事完了日(竣工時)

3 整備事業の目的・概要

事業の目的	ケーブルテレビ施設を整備することで、地上放送の難視聴地域の解消、BSデジタル放送等の多チャンネルサービス、ケーブルインターネット接続サービスの提供により、地域間の情報格差の是正と地域の活性化を図る。また、住民のニーズに即したコミュニティチャンネルや行政チャンネルを提供することにより、当該地域の一体化を促進する。
事業の概要	〇〇町全域(もしくは〇△地区)において、FTTH方式のケーブルテレビ施設を整備し、デジタル放送サービスとケーブルインターネットが利用できる環境を整備する。

(※) 事業の目的及び概要については、原則交付申請時と同様の内容を記載。変更承認申請を提出し目的及び概要が変更されている場合は、承認後の内容を記載して下さい。承認されていない計画変更は認められません。

4 整備事業収支総括表

付録 交付要綱様式記載例

(円)

収 入			
交 付 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
	平成〇年〇月〇日 〇〇, 〇〇〇 (平成〇年〇月〇日) (〇〇, 〇〇〇) *7	—	平成〇年〇月〇日 〇〇, 〇〇〇 *8
第三セクター法人の負担額	予 算 額	—	実 績 額
借 入 金	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇
事業者等の負担金	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇
小 計	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇

*7

(円)

支 出		
区 分	予 算 額	実 績 額 (支出額合計)
本体メニュー費	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)	〇〇, 〇〇〇
附帯メニュー費	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)	〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)	〇〇, 〇〇〇

*7 変更承認されて事業費等に変更がある場合は、括弧書きで追記してください。(支出区分でも同様に記載してください。)

*8 市町村から第3セクターに間接補助金が支払われた日及び補助金額

付録 交付要綱様式記載例

- 5 交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする交付金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする交付金の額 金 ○○, ○○○千円

交付金所要額－消費税仕入控除税額＝交付金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

付録 交付要綱様式記載例

様式第9号（第15条第1項関係）

市町村長（注） 殿

番 号
年 月 日

総務大臣 印

平成〇〇年度地域情報通信基盤整備推進交付金の額の確定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で実績報告のあった平成〇〇年度地域情報通信基盤整備推進交付金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 ）」

と記載すること。

記

- 1 交付金の確定額は、金 〇〇, 〇〇〇 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

（千円）

区 分	交付確定額
本体メニュー費	〇〇, 〇〇〇
附帯メニュー費	〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇

付録 交付要綱様式記載例

様式第10号（第16条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 ○○ ○○ 殿

○○町長
総務 太郎 印（注）

平成○○年度地域情報通信基盤整備推進交付金精算（概算）払請求書

平成○○年○○月○日付け○○第○○号で交付金の交付決定通知のあった平成○○年度地域情報通信基盤整備推進交付金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、地域情報通信基盤整備推進交付金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表

市町村長 印 」

と記載すること。

記

1 請求（返還）金額 金 ○○, ○○○ 千円也

2 内訳

（精算払の場合）

（千円）

区 分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返 還）額①－②
本体メニュー費	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○
附帯メニュー費	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○
合 計	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○

（備考） 負の金額には△印を付すこと。

付録 交付要綱様式記載例

(概算払の場合)

(千円)

区 分	交付決定額 ①	前回までの概 算払受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①「 ②-③
本体メニュー費				
附帯メニュー費				
合 計				

付録 交付要綱様式記載例

様式第 11 号（第 18 条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

〇〇町長
総務 太郎 印（注 1）

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

地域情報通信基盤整備推進交付金交付要綱第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注 1）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印」
と記載すること。

記

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 1 交付金額（交付要綱第 15 条による額の確定額） | 〇〇, 〇〇〇円 |
| 2 交付金の確定時における消費税仕入控除税額 | 〇〇, 〇〇〇円 |
| 3 消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税仕入控除税額 | 〇〇, 〇〇〇円 |
| 4 交付金返還相当額（3 - 2） | 〇〇, 〇〇〇円 |

（注 2）別紙として積算の内訳を添付すること。

付録 交付要綱様式記載例

様式第12号（第20条、第21条、第22条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

〇〇町長
総務 太郎 印（注1）

申請
地域情報通信基盤整備推進交付金に係る財産処分届出書（※）

平成 年度において、地域情報通信基盤整備推進交付金事業により取得した施設の財産
申請します。
処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり届出ます。（※）

※申請、届出のいずれかを記載してください。

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印 」
と記載すること。

記

- 1 処分の内容
（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）
- 2 処分の理由
**今年（平成〇〇年）〇月に発生した台風〇号による破損による。
※具体的に記載してください。**
- 3 取得財産の概要
 - （1） 施設の名称
 - （2） 施設設置者（事業主体）の名称
 - （3） 施設の所在地
 - （4） 事業費（→実績額を記載して下さい）
 - （ア） 地域情報通信基盤整備推進交付金
 - （イ） 市町村負担金
 - （ウ） 第3セクター負担金

付録 交付要綱様式記載例

4 処分の概要

(1) 処分しようとする相手方（注2）

(2) 処分しようとする財産の範囲

（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）

(3) 処分の期間（注3）

(4) 処分の条件（注2）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額を記入する。

（注2）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

（注3）譲渡、取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

5 添付書類

(1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し

(2) 第3セクターから市町村に対する承認申請書の写し（注4）

(3) その他参考資料

6 間接整備事業者の財産処分に対する意見（整備事業者として当該財産処分が適当と認められる理由等を簡潔に記入。）（注4）

（注4）第20条関係に限る。

地域情報通信基盤整備推進交付金実施マニュアル（改定版）

改定版 平成21年6月25日発行

（問い合わせ先）

総務省情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室振興係

電話/FAX 03-5253-5757/03-5253-5759

総務省情報流通行政局地域放送課企画係

電話/FAX 03-5253-5807/03-5253-5811

総務省 総合通信局 部 課

電話/FAX _____